

## 本日の会議に付した事件

平成27年第4回山元町議会定例会（第4日目）

平成27年12月14日（月）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第77号 山元町鳥獣被害対策実施隊設置条例（委員長報告）
- 日程第 3 議案第78号 山元町いじめ問題対策連絡協議会等条例（委員長報告）
- 日程第 4 議案第79号 山元町町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第80号 山元町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第81号 山元町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第82号 平成27年度 公園請1号 山元町（牛橋地区）防災公園整備工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第83号 平成27年度 公園請2号 山元町（花釜地区）防災公園整備工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第84号 平成27年度 公園請3号 山元町（笠野地区）防災公園整備工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第85号 平成27年度 債務負担行為 山元町立山下第二小学校外構災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第86号 亘理名取共立衛生処理組合規約の変更について
- 日程第12 議案第87号 平成27年度山元町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第88号 平成27年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第89号 行政不服審査会の事務の委任について
- 日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第18 議員派遣の件
- 日程第19 委員会審査期限延期の件

---

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成27年第4回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、11番橋元伸一君、12番青田和夫君を指名します。

---

議長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

陳情書の受理。陳情等3件を受理したので、その写しを配布しております。

委員会審査報告書及び継続調査申出書の受理、産建教育常任委員会委員長から委員会審査報告書が、また各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

閉会中の議員派遣の報告。お手元に配布のとおり、議長において決定したので報告します。

議員派遣結果報告書の受理。議員派遣結果報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

委員会審査の期限。総務民生常任委員会委員長から委員会審査期限延長要求書が提出されたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第2．議案第77号を議題とします。

本案は、12月4日産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしておりましたが、審査が終了し、産建教育常任委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。

産建教育常任委員会委員長竹内和彦君、登壇願います。

産建教育常任委員会委員長（竹内和彦君）はい。ただいまより委員会報告を申し上げます。

本委員会は、平成27年12月4日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定しましたので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案番号・議案第77号、件名・山元町鳥獣被害対策実施隊設置条例。

審査しましたところ、意見がいろいろ出ましたけれども、その中で意見として、鳥獣被害による拡大を防ぐためにも獲得意欲を高めるために捕獲奨励金を上げる検討が必要ではないかという意見が出ました。それから、もう一点は副隊長の報酬であります、隊員と同額というふうになっているため、職責を全うしてもらうという意味からおいても、この副隊長の報酬を隊員と区別すべきではないのかというような意見が出ました。

以上、意見が出ましたけれども、審査の結果としては可決すべきものというふうにいたしました。山元町議会議長阿部 均殿。産建教育常任委員会委員長竹内和彦。以上でございます。

---

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第77号山元町鳥獣被害対策実施隊設置条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第3. 議案第78号を議題とします。

本案は、12月4日産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、産建教育常任委員会から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。

産建教育常任委員会委員長竹内和彦君、登壇願います。

産建教育常任委員会委員長（竹内和彦君）それでは、委員会審査報告いたします。

本委員会は、平成27年12月4日に付託されました事件を審査の結果、下記のとおり決定しましたので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案番号・議案第78号、件名・山元町いじめ問題対策連絡協議会等条例。

審査の結果、可決すべきものということでございます。

山元町議会議長阿部 均殿。産建教育常任委員会委員長竹内和彦。以上でございます。

---

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第78号山元町いじめ問題対策連絡協議会等条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第4. 議案第79号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）おはようございます。議案第79号、山元町町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。事前に配布しております第4回議会定例会配布資料No.4条例議案の概要で説明いたしますので、お手元にご準備願います。

提案理由であります。地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則等の

一部を改正する省令が公布されたことに伴い、山元町町税条例等において所要の改正をするものです。

主な改正内容でございます。初めに、第1条関係についてご説明いたします。

第1条では地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより山元町町税条例の一部を改正し、猶予制度に関する整備を行うものであります。猶予制度は地方税法に規定され、これまで運用されてきております。この改正によって制度の見直しがなされ、一部の項目につきまして条例で定める仕組みとされましたことから、次の表に記載しておりますとおり、6項目について条例に追加するものです。

改正内容をご説明する前に猶予制度についてご説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、資料1をご覧ください。

猶予制度には、災害等の理由から徴収金を一時に納付することができない場合に納税者の申請に基づく徴収猶予と、差し押さえた資産を換価することによって事業の継続等が困難になるおそれがあり、納税について誠実な誠意を有すると認められる場合に受けることができる換価の猶予の2つの制度があります。

このうち、換価の猶予には職権による場合と滞納者の申請に基づく場合の2通りがあり、表のとおり上から徴収猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予の3種類に分類されます。この表のうち、網かけされてる項目が今回地方税法が改正された箇所となり、これに対応するため町税条例の一部を改正するものであります。3種類の猶予に対して同じ内容をそれぞれ規定しているものもあり、これらを集約すると条例議案の概要にまとめました6項目になります。

なお、この表の右側に規定内容欄として設けてますが、文言の後に記載した括弧書きは概要の表に記載した番号になります。

それでは、条例議案の概要、それでは内容についてご説明いたしますので、概要の表をご覧ください。

今回の改正は、さきに改正されました国税徴収法に合わせるため地方税法が改正されております。このようなことから、この6項目を規定するに当たりまして先行して平成27年4月から施行されております国税の基準、こちらを緩和する、または強化する特別な事情がないことや、滞納整理に関しまして一部宮城県地方税滞納整理機構に移管する場合がありますことから、既に9月定例会で改正済みであります宮城県などと足並みをそろえ、国基準に準拠する規定となっております。

それでは、1点目ですが、猶予に係る徴収金分割納付の方法についてということで、こちら記載されております猶予の期間内の各月に分割することができるなどの3項目について定めております。

2点目ですが、猶予申請書の記載事項についてです。こちら記載のとおりですが、一時に納付することができない事情など5項目について規定をしております。

3点目です。猶予申請書に添付する書類について、事実を証する書類など4項目について定めております。また、職権による換価の猶予の場合につきましては、申請書が存在しないため提出を求めることができる書類として定めております。

4点目です。担保の徴収基準です。猶予に係る金額が100万円以下である場合など3項目について定めております。

裏面をご覧ください。5点目は猶予申請書の訂正期限です。申請書に不備があった場

合の訂正期限を20日以内とすることを規定しております。

6点目は、申請による換価の猶予における申請期限についてです。納期限から6月以内とすることを規定しております。

続きまして、第2条関係についてご説明いたします。本文は条例の4ページ中段から第2条になりますが、これも引き続き概要で説明いたします。この改正は総務省令において地方税に係る社会保障・税番号制度の一部が見直しされたことによって3月に公布しております山元町町税条例等の一部を改正する条例のうち、未施行分の改正になることから当該条例の一部を改正するものです。

1点目は、納付書等に社会保障・税番号制度に係る法人番号の記載が義務づけられましたが、これが見直しされ、法人番号の記載が必要なくなったことから改正するものです。

2点目は、申告書等に記載します法人番号について、社会保障・税番号制度に係る法人番号であるという説明書きが追加されたことから改正するものであります。

次に、施行期日です。①番第1条関係につきましては平成28年4月1日から、②第2条関係につきまして公布の日から施行するものです。

以上が、山元町町税条例等の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

1番岩佐哲也君の質疑を許します。

1番（岩佐哲也君）2点ほど質問させていただきます。

1点目は、この条例改正によって現状の我が町の状況から見て何件ぐらいこの適用になる件数がふえそうなのか、どう捉えておられるのかお伺いしたいと思います。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。件数ですが、こちらについては納税者の相談があって初めてという部分はあるんですが、過去の実績においても今のところはない状態です。ですので、今後相談においてこの制度を納税者のほうに利用していただくということで考えております。

1番（岩佐哲也君）そうしますと、これは国の法律改正に基づいてやるということですが、我が町においては、この条例改正による効果といいますかそういったもの、今のところ予測できないというか全然ゼロというか、まあゼロではないんでしょうけども、今の予測の段階ではないというお考えなのかどうか。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。そのとおりでございます。はい。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第79号山元町町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第5．議案第80号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第80号山元町の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。配布資料のNo.5条例議案の概要書をお手元にご用意いただきたいと存じます。

まず、提案理由となりますが、本条例につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が本年10月1日から施行されたことに伴い、関連する諸政令とともに地方公務員災害補償法施行令の一部が改正が行われましたことから本条例について所要の改正を行うものでございます。

補足説明を加えさせていただきますが、本条例につきましては、地方公務員災害補償法の規定に基づきまして議会議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害、これは例えば負傷や疾病、障害または死亡、そして通勤による災害に対する補償に関する制度を条例で定めているものでございます。実際の補償に当たりましては、宮城県の市町村で共同設置している公務災害補償等認定委員会の認定のもと、宮城県市町村等非常勤職員補償報償組合から補償されるという実際の流れになってございます。

それでは、1の条例改正の背景についてでございますけれども、下の表の左側半分をご覧くださいと存じます。これまでの公的年金制度は1階部分の国民年金による基礎年金制度と2階部分の厚生年金及び各種共済組合から構成された共済年金からなる被用者年金制度で成り立っておりましたが、これが本年10月1日からの一元化法の施行によりまして表の右側部分のように公的年金制度のうち、2階部分の被用者年金制度が厚生年金に一本化されたことによりまして条例改正が必要となったというふうなことでございます。

条例改正に当たりましては、上位法である改正後の地方公務員災害補償法施行令の規定内容に合わせての改正となるというふうなことでございます。

次に、2の条例改正の内容についてでございますけれども、地方公務員災害補償法施行令附則第3条の表内容に合わせてまして本条例の附則第5条の表を改正するものというふうなことでございます。

次に、3の施行期日でございますけれども、これにつきましては一元化法の施行に合わせて公布の日から施行し、本年10月1日から適用とするものでございます。

次ページをご覧くださいと存じます。

最後に経過措置の関係でございますけれども、本条例施行に伴う改正前後の制度の適用関係等につきまして、附則で経過措置としてそれぞれ規定するものでございます。

以上、議案第80号についてご説明を申し上げます。どうぞご可決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第80号山元町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第6. 議案第81号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。それでは、議案第81号山元町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。お手元に配布されております第4回議会定例会配布資料No.6 条例議案の概要にてご説明申し上げますので、ご覧いただきたいと思っております。

初めに提案理由でございますが、災害危険区域とは建築基準法上の用語であり、「災害」という表現は津波に特化したものでなく、あらゆる災害を包括しております。このため、あらゆる災害について非常に危険な区域としての災害危険区域というイメージを連想させていた側面があったところでございますが、山元町災害危険区域に関する条例で規定する災害危険区域につきましては、津波被害を受けた地域を示すものでありますことから、さきの東日本大震災の教訓を踏まえ、広範囲に甚大な被害をもたらす津波に対する町民への注意喚起並びに津波避難文化の確立と継承を図るべく所要の改正を行うものでございます。

次に、主な改正内容でございますが、「災害危険区域」という名称を「津波防災区域」に変更するものであります。ここで議案第81号の3ページ目新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思っております。

まず、初めに題名を「山元町災害危険区域に関する条例」から「山元町津波防災区域に関する条例」に変更するものでございます。

次にですね、第1条の3行目でございますが、災害危険区域を災害危険区域としての津波防災区域と読みかえの規定を変更することによりまして、以下第2条、第5条、第6条に規定しております「災害危険区域」の文言を、それぞれ「津波防災区域」に置き換える内容となっております。

条例議案の概要のほうにお戻りいただきたいと思っております。

なお、今回の一部改正におきましては名称の変更のみであり、当該区域に係る制限、

建築制限については維持することとしております。

次に、施行期日でございますが、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第81号山元町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。どうぞご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第81号山元町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第82号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。議案第82号平成27年度 公園請1号 山元町（牛橋地区）防災公園整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

なお、議案の内容につきましては、別紙配布資料No.7にてご説明いたしますので、ご覧願います。

議案の概要について、ご説明いたします。

山元町（牛橋地区）防災公園整備工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項5号の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

契約の目的としましては、平成27年度公園請1号 山元町（牛橋地区）防災公園整備工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、入札参加業者数8社でございます。

契約金額は1億2,411万6,132円、こちら消費税を含むもので、落札率は86.5パーセントとなります。

契約の相手方は山元町坂元字西田51番地、株式会社ヤマムラ代表取締役山村正克でございます。

工事の場所は山元町山寺字東泥沼地内ということで、次ページ位置図をご覧願います。こちら工事の施工箇所は左下の広域図、こちらの赤く丸で囲った箇所でございますが、こちらを拡大したものが位置図となっております。こちら上に示す位置図で赤色で着色された範囲が牛橋公園、防災公園という形になって整備する箇所となっております。こちらオレンジで着色しております鳳仙寺墓地浄化センター、牛橋公園、阿武隈環

境コンポスト工場等からの一時避難として整備することとしてございます。

議案の概要にお戻り願います。工事の概要としましては、整備面積が0.7ヘクタールとなっております。概要は別添全体計画平面図をご覧ください。こちら避難する方々が安全を確保するため高さPT9.0メートルの築山を盛土工で行うものであり、築山頂上部広場には、右側の写真に示すようなあずまや、こちら防災あずまやといまして屋根のわきに白く、屋根の、四角い屋根のですね、下側に白く四角形に形であるのが見えるかと思うんですが、こちらシートがおりてくる形になっておりまして、寒さ、雨風等をしのげるような構造となっているものでございます。また、築山斜面には張り芝、平場には種子散布等を実施する予定でございます。また、園路等を舗装することでこちらの利用、利便性等を向上させていくような形で考えてございます。

議案の概要にお戻り願います。詳細な数量としましては、記載のとおりでございます。工期としましては議決された日の翌日から平成28年3月31日まででございます。

以上で、議案第82号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜わりますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

6番岩佐秀一君の質疑を許します。

6番（岩佐秀一君）ちょっと今これ見た中でですね、図面……（「立ってください」の声あり）立ってか。あのですね、ちょっとこれ公園、ちょっと図面等見ていたところ、トイレが設置されてないんですけども、トイレの設備等はないのでしょうか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちら牛橋地区につきましては、牛橋公園がもともとあった公園が隣接してございまして、そちらの公園のトイレを利用する形で計画してございます。以上でございます。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

1番（岩佐哲也君）1点お尋ねいたします。

これから出てきます83号、84号と比較してなんですけど、6番の工事概要、整備面積が0.7ヘクタール、この平米単価を見ますと1万7,730円という工事費となっておりますが、84号でいきますと9,097円、83号花釜にいきますと1万340円、約倍近くなってる。面積が2ヘクタールと0.7で非常にあれなんですけど、そういった意味で、この工事の中見ますと盛り土工が少し違うというぐらいで、あとはまあ掘削工かな、ということなんですけど、あと張り芝とかあずまやとかいうのはほとんど一緒だと思うんですが、規模が違うのか、なぜこんな平米単価が違うのかね、その要因をご説明いただきたいと思います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちら牛橋地区につきましては、見てのとおりですね、平場がなく盛り土工が全体の面積占める割合が非常に大きいと、またこちらの土工事がですね、コスト的にもかなり大きい、ほかの部分につきましては平場そのまま張り芝等行うところが主な作業でございますので、全体の面積に占める工事をする部分、要は造成する部分というか、盛り土を行う部分の面積の率が高いということから牛橋公園の平米当たりの単価が高いという形になってるものという形になってございます。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）築山の高さが違うのか大きさが違うのかわかりませんが、その辺の説明、あ

と聞かないと何とも言いようがないんですが、盛り土工が多いというご説明ですが、確かに2万600平米、83号の花釜地区は1万8,800、1万9,000……。

議長（阿部 均君）1番岩佐哲也君に申し上げます。ただいまは議案、牛橋公園地区の防災公園についての質疑でございます。まだ提案されてない部分についてを含めての質疑はご遠慮願います。

1番（岩佐哲也君）はい。これは比較して今説明申し上げますので、途中……。

議長（阿部 均君）最後にしてください。全部説明後、笠野等のですね、公園の中での質疑でその辺はお願いしたいと思います。（「はい」の声あり）

1番（岩佐哲也君）はい。ちょっとおかしいとは思いますが、まあ議長のあれですからあれしますが、2万とそんなに、よそと比較して違うんですが、先ほど申し上げましたように単価がよその地区の倍近くになってるというのがちょっと、大きさが違うのかね、なぜ違うのか再度ご説明いただきたいと。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。築山そのもののボリュームは変わらないんですが、全体の面積が大きくなってしまふ、築山そのものの面積、大きさ自体は大きく変わらない、その中で全体の面積が大きくなれば当然平米単価が多くなる、逆に面積大きいところは小さくなるという形でご理解いただけたらと思います。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）最後にもう一度まとめて質問いたします。84号の段階で質問します。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）先ほど課長のほうから説明ありましたが、工事請負契約について、この計画の中に瑕疵担保、物価スライド等々が入ってるのかどうか確認をいたします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。入ってございます。もともと現段階で考慮すべき復興関係のそういった計数は入ってございます。以上でございます。

12番（青田和夫君）入ってるということなんで、よくわかりました、それは。

次に、もう一点だけ、2番目の契約方法の中で入札参加業者が8社ありました。この8社の名前をちょっと教えていただけますか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。株式会社ヤマムラ、有限会社安田工務店、株式会社横山産業、株式会社クリワダ、株式会社岩見組、亙理土木株式会社、野村建設株式会社、三宅建設株式会社、以上8社でございます。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）契約の方法について指名競争入札になってるんですが……（「マイクお願いします」の声あり）入札の方法、契約の方法について指名競争入札となっているんですが、一般競争入札とか、その方法はどういう使い分けをしてるのかお伺いいたします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。今回の工事につきましては、1億円というという大規模な工事ではございますが、工事の内容が盛り土工、土工中心の比較的単純な工種ということもございまして、町内業者育成の観点から町内に本店、支店、営業所を持つ業者を選定してる経緯はございます。また、国の補助事業による1億円以上もの、先ほど申し上げましたとおり大規模工事ということもございまして、土木工事一式工事の登録業証を持つ業者であり、かつ同種の工事施工の実績がある業者を選定してございます。その結果、指名業者がこちらの8社という形で今回の指名競争入札に至った経緯がございまして。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）町でこのたぐいの工事をする場合に町で指名する業者というのは、その8社

にもう限られてるのかどうかお伺いたします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。やはりですね、補助事業、こういった工事、さらにやはり大規模な工事であるということから、やはり施工実績を確認させていただきまして、こちらの8社という形で指名させていただいた経緯がございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。ないんですね。これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第82号平成27年度 公園請1号 山元町（牛橋地区）防災公園整備工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第83号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。議案第83号平成27年度 公園請2号 山元町（花釜地区）防災公園整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

なお、議案の内容につきましては、別紙配布資料No.8にてご説明いたしますので、ご覧願います。

議案の概要について、ご説明申し上げます。

山元町（花釜地区）防災公園整備工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

契約の目的は、平成27年度公園請2号 山元町（花釜地区）防災公園整備工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、入札参加業者数8社でございます。

契約金額は1億7,490万3,600円、こちら消費税を含むもので、落札率は84.5パーセントとなります。

契約の相手方は山元町高瀬字紅葉60番地・株式会社横山産業代表取締役横山義信でございます。

工事の場所は山元町山寺字浜地内ということで、次ページ位置図をご覧ください。こちら広域図左側の赤で丸つけた箇所でございますが、こちら拡大したものが3番位置図ということで示してございます。こちら赤で着色された箇所が防災公園花釜地区ということで整備する計画の位置になってございまして、こちらオレンジで着色してございますサーフィンスポット、浄正寺・普門寺墓地、ボランティアセンター、みんなの図書館等利用されてる方々の一時避難場所ということで整備させていただく計画としてござ

います。

議案の概要にお戻り願います。工事の概要としては、整備面積2.0ヘクタールとなつてございまして、概要は別添全体計画平面図をご覧ください。こちら先ほどの牛橋公園同様避難する方々の安全を確保するため高さ9.0メートルの築山を盛土工で行うものでありまして、築山頂上部広場には、先ほどと同様写真にお示しするような防災あずまやを整備する計画としてございます。また、牛橋公園同様斜面に張り芝、平場に種子散布等を実施する計画でございます。また、近くにサーフィンのスポット等海岸でのレジャー目的で使用される方もいらっしゃるということからジャングルジムや滑り台等、また近くには休めるようなあずまや、そういったところを整備する計画もございます。

工事の概要にお戻り願います。こちら詳細な数量につきましては記載のとおりでございます。工期につきましては議決された日の翌日から平成28年3月31日まででございます。

以上で、議案第83号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜われますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

1番岩佐哲也君の質疑を許します。

1番（岩佐哲也君）この地区のですね、造成工事掘削工と盛り土工がそれぞれ平米出ておりますが、この落札の内訳はわかんでしょうか、この掘削工で幾ら、盛り土工費用で幾ら、その他芝その他で幾らというのがわかんのかどうか、わかれば教えていただきます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。えっとですね、単価につきましては内訳なんですけども、現在手元には直接工費しかなくてですね、こちらの全部の内訳という形での整理はされてる資料はございませんので、ちょっと時間いただけたら……（「一括発注ではないんですか」の声あり）失礼しました。ええ。こちらですね、総掛け、いわゆる一括全体の額での契約という形になってございまして、こちら内訳等こちらのほうは準備してございません。以上でございます。（「はい、1番」の声あり）

1番（岩佐哲也君）契約金額、まあ落札金額が1億7,490万3,600円ですか、84.5ということですが、これを逆算しますと当初予定してた金額は2億698万7,000円なると思うんですが、この試算したときは当然そういう計算が出てくると思うんですが、落札は別として試算した2億698万7,000円の内訳として見た場合には掘削工幾ら、盛り土工幾ら、まあ平米はわかってんでしょから、芝幾らとかいう当初の予算で組んだのは、組んだやつ明細ですね、それを教えていただきたいと思ひます。

（「休憩」の声あり）

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩とします。再開は11時といたします。

午前10時49分 休憩

---

午前11時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。先ほどお話ありました内容についてですが、こちらまあ実際積算内容ということもございまして、細かい内訳等ご説明するわけはいいのですが、こちらただですね、大まかな数字といたしましては花釜地区の盛り土工の

割合としましては約27パーセント程度の直工比率でございますが、内訳となっております。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）今の説明だと当初積算の27パーセント、金額の占めるという解釈なんですか。（「はい」の声あり）はい。まあ今後の入札の問題にも大きく絡むんで、それ以上のことはお尋ねいたしません、先ほど82号議案、これ決定したから申し上げませんけども、これとの比較で82号のほうに少し差がありすぎんじゃないかということでの関連でちょっとどうだったのかとお尋ねしたので、今の件はそういうことで了解いたしました。結構でございます。はい。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）競争入札の件なんですけど、先ほどと同様何社、8社の中でどの業者なのかをお伺いします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。指名業者、先ほどと同じでございます、申し上げますと株式会社横山産業、有限会社安田工務店、株式会社クリワダ、野村建設株式会社、亘理土木株式会社、三宅建設株式会社、株式会社岩見組、株式会社ヤマムラという形になってございます。以上でございます。

12番（青田和夫君）できればですね、この業者の入札価格を教えてくださいませんか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。応札額といたしましては、1億6,195万円ということで、こちら税抜きでございます。（各社のあれですか」の声あり）そう。

それでは申し上げます。安田工務店1億6,675万、株式会社クリワダ1億9,165万、野村建設株式会社1億9,165万3,000円、亘理土木株式会社1億9,165万3,000円、三宅建設株式会社、岩見組、株式会社ヤマムラは辞退という形になってございます。辞退、辞退という形になってございます。

なお、ヤマムラにつきましては、こちら契約した会社ということで、こちら一抜け方式になってございますので、その流れで辞退したという形になってございます。以上でございます。

12番（青田和夫君）と、8社の中で1社を除く、また2社辞退したということで、4社だけの数字でいいんですか。これ4社だけの、今5社、わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）今の件なんですけど、ちょっとこの横山産業のやつは幾らになるって一番最初言ってたことなだけども……（「横山産業さんですか」の声あり）うん。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい。1億6,195万でございます。（「6,195万」の声あり）はい。

9番（遠藤龍之君）このなに額、入札額見ると結構同じ数字のが、それと近いのがあるんですが、これからすると当然、あっ先ほどのね、大まかでもいいといった、例えば掘削工で何ぼくらいでね、出してんのかというのは、これはどうしても示すことできないのすかや。多分そういうのがね、あっ示すとうまぐねのが。いやでもこれまでっさ、予定価格の何とかつうの示しながら対応した時期もあった、あるし、あと予定価格との関係を見れば、とりわけね、今回のやつ、みんな似たような工事で、そしてもっと本来ならば業者をね、多くして対応しなくちゃならない事業だったんでないかなというふうなことを思っている話なんですけども、その辺の対応。

ちょっと今の話ではどこが質問なっつかあれながら明確にすると、それぞれ出した

数字がね、こう似てるっていうのではちょっと疑問が残るなあという、感想です、これはね。

あわせていいますと、あわせてって、今度業者ですね、8名に限らずやっぱり町内業者その辺の検討はしたのか。先ほど指名業者云々というときに地元の育成という話もしてるわけですが、こういった事業というのはもっと、そういった町内業者、多くの町内業者を対象にしてというような検討はなされたかどうかだけお伺いいたします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。町内に、町内業者資格を持ってる業者の過去の施工実績を確認させていただいたところ、やはり同種の工事ですね、こういった盛り土含まれたような工事をやってる会社ということで今回8社指名させていただいたという検討経緯がありますので、ご理解いただけたらと思います。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）今の回答と前の回答と全く同じなんですけども、そういった努力等々つのはなされたのかという質問なんですけども、いつもそういうことであるといつまでもこの指名8社でもう固まってしまうということになるんですが、この工事の場合比較的素人、素人並みでもって、本当にほかのね、これ以外の業者で本当にできない、ほかの業者はできないということで決めたのかどうかね、そういうふう結論出したのかどうか、それを改めてお伺いいたします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。やはりですね、今回の工事は、まあ工種はある程度単純とはいえ、やはり1億以上の大規模な工事、しかも補助事業ということもございしますので、後で会計検査等説明責任も出てくるということからやはり同種の工事の施工実績というものは必要だという判断のもと、こちらの町内業者さんの中で過去の施工実績を確認して、させていただいて同様の土工、工事が含まれるような工事、こちらの経験がある会社ということで指名させていただいた経緯がございます。

なお、なおですね、同種工事というものにつきましては、元請として道路や河川工事等そういったところで土工、路体や築堤等、こういったところの工事が含まれている工事を実績という形で確認した次第でございます。以上でございます。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。1点だけ補足させていただきたいと思います。

今回課長からご説明あったように、一般競争入札ではなくて地域の企業の育成という観点も含めて地元には本社・営業所のある会社のほう、指名競争入札させていただきました。補助事業、金額が大きいということで今回は8社ということでございましたが、いろいろこの後も細かい事業いろいろな事業出てまいります。この8社に限らずですね、簡単なものについて十分実績積めるような点についても配慮しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第83号平成27年度 公園請2号 山元町（花釜地区）防災

公園整備工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第9．議案第84号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。続いて、議案第84号平成27年度 公園請3号 山元町（笠野地区）防災公園整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

なお、議案の内容につきましては、別紙配布資料No.9にてご説明いたしますので、ご覧願います。

議案の概要について、ご説明いたします。

山元町（笠野地区）防災公園整備工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

契約の目的は、平成27年度公園請3号 山元町（笠野地区）防災公園整備工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、入札参加業者数8社でございます。

契約金額は1億6,199万7,600円、こちら消費税を含むもので、落札率は89.04パーセントとなります。

契約の相手方は山元町山寺字西頭無43番地46・有限会社安田工務店代表取締役安田良生でございます。

工事の場所は山元町高瀬字笠野地内ということで、次ページ位置図をご覧願います。こちら広域の平面図、赤で丸で囲った地区でございまして、拡大図が示してございまして、こちら赤で着色した箇所が笠野地区の防災公園整備エリアになってございまして、こちらのオレンジに塗ってございまして農協センター、徳泉寺墓地等を訪れた方々、利用される方々が一時避難するために整備するということで計画を立ててございまして。

議案の概要にお戻り願います。工事の概要としましては、整備面積2.0ヘクタールとなっております。概要につきましては別添全体計画平面図をご覧願います。こちら防災公園笠野地区の全体計画平面図でございます。こちら牛橋・花釜公園同様避難する方々が安全性を確保するため高さ9メートルの築山を盛土工で行うものであります。また、同様築山頂上部の広場には写真でお示しするような防災あずまやを設置する状況でございます。また、他の2公園同様斜面には張り芝、平場に種子散布等を行ってございまして。また、多目的広場にはダストポスト等施してあるような形で公園の整備をさせていただいてございまして。

議案の概要にお戻り願います。詳細な数量につきましては記載のとおりでございます。工期は議決された日の翌日から平成28年3月31日まででございます。

以上で、議案第84号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜われますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9 番遠藤龍之君の質疑を許します。

9 番（遠藤龍之君）指名 8 社と内訳、入札価格のですね、お伺いいたします。

議長（阿部 均君）課長。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちら、他の 2 公園と同様 8 社の内訳でございますが、有限会社安田工務店、株式会社クリワダ、亘理土木株式会社、野村建設株式会社、三宅建設株式会社、株式会社岩見組、株式会社ヤマムラ、株式会社横山産業という 8 社で指名してございます。

また、応札額につきましては安田工務店、1 番の安田工務店が 1 億 5, 0 0 0 万、株式会社クリワダが 1 億 6, 8 4 6 万 2, 5 0 0 円、亘理土木株式会社が 1 億 6, 8 4 6 万 5, 0 0 円、野村建設株式会社が 1 億 6, 8 4 6 万 5, 0 0 円、その他 4 社につきましては辞退ということで、また株式会社ヤマムラ、横山産業につきましては応札、工事を入札した結果、札を入れた結果取ったということで辞退してる状況でございます。以上でございます。

なお、こちらの価格は税抜き価格ということでご理解いただけたらと思います。以上でございます。（発言者あり）

議長（阿部 均君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

1 2 番（青田和夫君）説明でわかりましたけれども、先ほど過去の実績のもとについてと話がありました。これは過去の実績ということはランク別でいうとどのあたりに該当するのかお伺いします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。過去の実績のランクというか、通常の道路工事及び河川の築堤工事等という形の実績で考えてございます。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第 8 4 号平成 2 7 年度 公園請 3 号 山元町（笠野地区）防災公園整備工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第 8 4 号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第 1 0. 議案第 8 5 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。議案第 8 5 号平成 2 7 年度 債務負担行為 山元町立山下第

二小学校外構災害復旧工事請負契約の締結ついてを説明申し上げます。お手元に配布しております資料№.10議案の概要によりご説明いたします。ご準備をお願いいたします。

本案件は、山下第二小学校外構災害復旧工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を要するので提案するものであります。

以下、項目及び内容を申し上げます。

1. 契約の目的は平成27年度債務負担行為 山元町立山下第二小学校外構災害復旧工事です。

2の契約の方法は条件付一般競争入札です。入札参加業者数は3社でございます。

3. 契約金額は、一金1億9,224万円、こちら消費税を含みます。

なお、落札率は93.80パーセントでした。

契約の相手方は亙理町荒浜に所在します株式会社阿部工務店です。

5. 工事の場所は山元町浅生原地内でございます。

6. 工事の概要ですが、小学校敷地内の外構整備工事を実施するもので、グラウンド整備工事、舗装工事のほかこちらに記載のと通りの工事を実施するものであります。

1枚おめくりいただきまして平面図にて本工事箇所を説明いたします。

学校の敷地につきましては、市街地のメイン通りである地区幹線1号に面し、裏側は補助幹線1-1号に接しております。敷地の西より図面の左側に既に着工した校舎、体育館、プールがあります白く着色されていない部分でございます。本工事につきましては、図面の着色された部分となります。校舎の東側に配置されたグラウンドは今後の舗装を実施し、表土の飛散を極力抑えます。あわせてグラウンドの東面及び北面に防砂を兼ねた防球ネットを設置するとともに遊具周りの芝張りを含む植栽などで近隣へのほこり飛散を防ぐ計画となっております。遊具につきましては、職員室から児童を確認しやすい校舎東側とグラウンド南側に配置する計画です。車の出入りは補助幹線1-1号からとなりますが、来賓駐車場となる校舎西側まではアスファルト舗装を実施する計画となっております。

議案の概要に戻らせていただきます。

工期でございますが、本議会で議決された日の翌日から平成28年8月10日まででございます。

以上で、議案第85号平成27年度 債務負担行為 山元町立山元町立山下第二小学校外構災害復旧工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。―― 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第85号平成27年度 債務負担行為 山元町立山下第二小学

校外構災害復旧工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第11．議案第86号を議題とします。

本案について説明を求めます。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。それでは、私からご説明を申し上げたいと思います。

議案第86号亘理名取共立衛生処理組規約の変更について、別紙資料、規約の変更についてをご説明申し上げます。配布資料No.11についてご説明いたします。この議案の関係で規約の「改正」となっておりますが、規約の「変更」の誤りでございましたので、訂正をお願いいたしたいと思います。

現在、建設中であります新ごみ処理施設の建設が28年3月で完了することに伴い、同組規約を変更しまして、変更する協議が必要となったことから、地方自治法の規定によりご提案するものでございます。

現在の建設しているごみ新処理施設につきましては、平成25年度から3カ年の事業で計画してございます。その新たにできる施設に管理棟を設けまして、そこに組合事務所を移転するという位置の変更でございます。規約では第4条のほうに組合の位置を定めてございます。現在は南浜中央病院の東側に組合の浄化センターの施設がございまして、この事務所から現在建設中でございます阿武隈下流域下水道県南浄化センターの西側に現在建設をいたしてございますが、その姿につきましては、現在形としてほぼ完成した形で見られるものでございます。その位置につきましては、岩沼市下野郷字新藤曾根1番地の1に位置を移すという改正の内容でございます。

2といたしまして、施工期日といたしましては28年の4月1日から施工するということでございます。

その他としまして、この協議につきましては、地方自治法の規定によりまして一部事務組合が規約を変更する場合には、関係する地方公共団体、この組合では2市2町という形になりますが、協議が必要なための手続を行うということでございます。この協議に必要なために地方自治法290条の規定により、この協議については議会の議決が必要となるため、ご提案いたすものでございます。

裏面をお開きいただきたいと思います。新ごみ処理施設の位置図、あとは新ごみ処理施設の工事関係、あとは図面といたしまして全体の配置図及び完成予定図を添付させていただいております。参考にしていただければと思います。

以上でご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）いろいろその他等々で変わる、変更する点があるんですが、これは直接住民

と関係ない変更ということで、ということを確認します。

それから亘理、その1点お伺いします。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。今回ご提案申し上げております規約の変更につきましては、組合の事務所の位置を変えるという内容の変更でございます。直接住民の人に関係ないかということではございませんが、今回の規約完成については今までの浄化センターから新たに建設される新ごみ処理施設の中の管理棟のほうに事務所の位置を移すという改正でございます。よろしくお願いたしたいと思っております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第86号亘理名取共立衛生処理組合規約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第12. 議案第87号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。それでは、議案第87号平成27年度山元町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。あわせまして、補正予算附属資料説明書のほうもお手元のほうにご準備いただければと思います。

それでは、まず今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ31億5,322万5,000円を追加し、総額を416億3,680万8,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正とあわせまして債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。議案書の12ページをお開き願います。

まず、一般会計の各款に計上しております新行政区追加に伴うシステム改修委託料につきましては、新山下駅周辺地区市街地内に来年度より新たな行政区・つばめの杜を設置するに当たり、関係するシステムの改修経費を追加措置するものでありますので、これら以外の補正予算の内容についてご説明いたします。

まず、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目財産管理費につきまして、まず委託料を2,360万円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いましてご説明をいたします。1ページをお開き願います。

内容といたしましては、東日本大震災により被災し、解体を行った役場本庁舎について、庁舎の再建に向け建物の概略を設計する基本設計を実施しておりましたが、このたび基本設計が完了することから、次の段階として建設工事発注に向け必要となる詳細な設計を行う実施設計を行うものでございます。

なお、この件につきましては、過日の一般質問等々でもお答えをさせていただいておりますとおり、業務として基本設計は一旦終了という形にはさせていただきます。まあその理由としましては財源という問題が大きいわけですが、いろいろ議論がございました形の問題、配置の問題等々につきましては、次の実施設計のステージに移っても引き続き検討してまいるといふことで考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議案書の12ページのほうにお戻りいただきまして、そのほかに積立金を12億248万1,000円計上しております。こちらにつきましては、震災復興基金及び震災復興交付金基金に復興交付金第13回申請分で認められた経費について積み立てるものでございます。

次に、第18目防犯対策費でございます。215万7,000円計上しております。こちらにつきましては、各行政区において新設移設した防犯灯について補助金を交付するものでございますが、こちらに不足が生じたということで補正をするものでございます。

次に、第20目定住促進対策費でございます。620万円計上しております。こちらにつきましては、町内に新たに住宅を取得する新婚世帯、子育て世帯、新規転入者及び民間賃貸住宅に入居する新婚世帯、子育て世帯、または新規転入者の町内就労者に対し、補助金を交付するものとなっております。特に若者世代の定住促進を図る観点から今年度県内最高水準の支援に拡充したところでありますが、利用実績が、この効果を受けてということもあるんでしょうけども、利用実績が好調なため増額補正をするものでございます。

次に、第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費につきまして備品購入費を89万5,000円計上しております。こちらにつきましては、マイナンバー制度導入に伴い町民からの申請により交付する個人番号カードにつきまして発行時の本人確認のため顔認証システムを導入するものでございます。

議案書13ページをお開き願います。

次に、第4項選挙費第1目選挙管理委員会費につきまして84万6,000円計上しております。こちらにつきましては、公職選挙法の改正により選挙権年齢が引き下げられ、来年夏に予定されている参議院議員通常選挙から適用されることに伴いまして選挙人名簿システムの改修を行うものでございます。財源といたしましては、国庫補助金42万2,000円となっております。

続きまして、第3款民生費第1項社会福祉費でございます。第2目老人福祉費につきまして34万1,000円計上しております。こちらにつきましては、冒頭申し上げました新行政区追加に伴う介護システムの改修に必要な経費につきまして一般会計から介護の特別会計のほうに対しまして繰出金という形で費用負担する内容となっております。

次に、第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費につきまして58万4,000円計上しております。このうち、43万8,000円につきましては、現在納入通知書で納

付いただいている山元町放課後児童クラブの利用料について保護者の利便性を図るため来年度から口座振替を開始することとし、そのために必要なシステム改修を行う内容となっております

次に、第3目保育所費につきまして218万5,000円計上しております。こちらにつきましては、東日本大震災で被災した方々を対象に保育料の減免を行っておりますが、過年度分で減免を行っていない方の保育料を追加で減免する内容となっております。

次に、第5目児童福祉施設費につきまして50万円計上しております。こちらにつきましては、児童遊園設置の遊具の劣化診断及び基準診断を実施したところ、使用が危険であると判断されたものがあったことから早急に遊具の撤去を行うものでございます。

次に、第7目児童福祉復興推進費につきまして1,799万8,000円計上しております。こちらにつきましては、児童館等にプール、滑り台などの移動式遊具等を設置し、運動・遊び場の環境を整備するものでございます。財源といたしましては、県補助金1,799万7,000円となっております。

議案書の14ページをお開き願います。

続きまして、第4款衛生費第2項清掃費でございます。第2目ごみ処理費につきまして54万4,000円計上しております。こちらにつきましては、ごみ分別に係る五十音別の分別本を作成するものとなっております。現在岩沼市に建設中の新ごみ処理施設の稼働、来年4月ということで聞いておりますが、こちらにあわせまして2市2町同じ内容の分別本を作成し、周知するものでございます。

続きまして、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第5目農地費につきまして272万円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書のほうを用いましてご説明をいたします。3ページをお開き願います。

内容といたしましては、亘理土地改良区が管理する水路の浚渫工事への負担金となっております。このうち、落とし堀排水路及び高瀬川排水路につきましては、台風18号の影響により当初予定しておりました浚渫土量以上に大量の土砂が堆積していることが判明いたしまして、既決予算では排水機能が確保できないこと、及び落とし堀排水路及び山寺川排水路におきましても同じく台風18号により土砂が堆積し、排水機能が確保できない状況となっております。早急に土砂の撤去が必要ということから増額する内容となっております。

議案書のほうにお戻りいただきまして、次に第9目農業復興推進費につきまして合わせて11億5,814万5,000円計上してございます。こちらにつきましても事業が4本ほど入っておりますので、補正予算附属資料説明書を用いまして順次ご説明をさせていただきます。4ページをお開き願います。

まず、被災地域農業復興総合支援事業交付金でございます。新浜地区分としまして合わせて11億2,867万2,000円計上しております。内容といたしましては、山元東部地区農地整備事業の段階的な完成にあわせ、町内の農業法人に貸与するための農業機械の格納庫を兼ねた出荷調整貯蔵施設の整備やトラクターなど農業機械の購入に要する経費となっております。こちらの財源といたしましては、震災復興基金繰入金8億4,590万4,000円となっております。

次に、磯地区分としてこの4ページの一番下のところがございますが、備品購入費を

945万円計上しております。内容といたしましては、町内の農業法人に貸与するためのネギ収穫機等農業機械の購入に要する経費となっております。財源といたしましては、震災復興基金繰入金708万7,000円となっております。

附属資料の5ページのほうをお開きいただければと思います。

次に、3点目としまして東日本大震災農業生産対策交付金でございます。こちら1,320万円計上しております。内容といたしましては、東日本大震災により被災した畑地で営農再開するに当たり、野菜栽培をするために必要な資材、こちらに記載のとおりスチールコンテナ500台ということでございますが、こちらの導入に対して支援をするものでございます。財源といたしましては、県補助金1,237万5,000円となっております。

最後に交流拠点施設道の駅整備事業でございます。合わせて682万3,000円計上しております。内容といたしましては、交流拠点施設を道の駅と一体型で整備するに当たり国と協議を進めるため、道の駅の基本コンセプトや施設機能・規模の検討及び事業計画スケジュールを策定するものでございます。

なお、交流拠点施設道の駅整備事業につきましては、詳細をこの後産業振興課長のほうからご説明させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、議案書のほうにお戻りいただきまして、15ページをお開きいただければと思います。

第3項水産業費第4目漁港施設復興推進費につきまして、委託料869万6,000円計上してございます。こちらにつきましては、東日本大震災で悪化した磯浜漁港内の静穏度対策のため必要な調査に要する経費となっております。財源といたしましては、震災復興交付金基金繰入金695万6,000円となっております。

続きまして、第8款土木費第1項土木管理費でございます。第1目土木総務費につきまして合わせて501万4,000円計上しております。こちらにつきましては、台風18号に伴う災害復旧工事を初めJR常磐線踏切取りつけ工事に伴う現地説明会や用地交渉事務、JR移転に伴う鉄道用地の所有権移転登記事務などの事務量の増数により時間外勤務手当に不足が生じるため増額補正をするものでございます。

次に、第2項道路橋梁費第1目道路維持費につきまして、合わせて3,048万円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いましてご説明いたします。ページ7ページをお開き願います。

委託料940万円につきましては、町内の土取り場から往来するダンプの影響によりまして町道の損傷が激しいことから、その状況について詳細に調査し、復興庁への要望資料として活用するため路面性状調査等を行うものとなっております。附属資料の8ページをお開き願います。工事請負費2,108万円につきましては、同じく町内の土取り場から往来するダンプの影響によりまして、特に路面のわだちですとか損傷が激しい町道4カ所において、こちら通学路でもありますし、また事故等が発生するおそれも当然あることから早急に路面補修を行うものでございます。

なお、9ページに工事箇所的位置図、まあ概略にはなりますが、掲載してございますので、ご参照いただければと思います。

議案書の、済みません、15ページのほうにお戻り願います。

次に、第2目道路新設改良費につきまして3,000万円計上しております。こちらにつきましては、津波防災上第3川堤と位置づけている町道町戸花線及び中浜滝の前線について、山元東部地区農地整備事業との関係などから当該路線の拡幅計画を早急に確定するため必要な測量設計に要する経費となっております。

次に、第3目道路橋梁復興推進費につきまして合わせて3,708万5,000円計上しております。こちらにつきましても、附属資料のほうを用いましてご説明いたします。今度は11ページをお開き願います。

内容といたしましては、社会資本整備総合交付金事業、いわゆる社総交と呼ばれる事業ですが、こちらの復興枠を活用いたしまして整備を進めている坂元インター線ほか4路線について国から追加内示がありましたことから増額補正するという内容でございます。また、各事業の進捗状況にあわせて各路線間の事業費の組み替えも行ってございます。詳細につきましては、11ページ以降13ページまで路線ごとに記載してございますので、こちらをご参照いただければと思います。財源といたしましては、国庫補助金が2,225万1,000円というふうになっております。

議案書に戻りまして17ページをお開きいただければと思います。

次に、第4項住宅費第1目住宅管理費につきまして235万4,000円計上しております。こちらにつきましては、町営住宅の管理を来年4月から宮城県住宅供給公社へ委託するに当たり、町の住宅管理システムのデータを公社の管理システムへ移行するための経費となっております。

次に、第3目公営住宅建設事業費につきまして1億400万円計上しております。こちらにつきましては、新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区における災害公営住宅のり面部分について崩れ防止及び景観形成のため擁壁を設置するものでございます。財源といたしましては町債1,300万円、震災復興交付金基金繰入金9,100万円となっております。

次に、第6項都市計画費第3目都市計画復興推進費につきまして、合わせて4億8,398万5,000円計上しております。こちらにつきましても、補正予算附属資料説明書のほうを用いましてご説明をいたします。17ページをお開き願います。

まず、防災集団移転促進事業関係工事、具体的に申し上げますと宮城病院地区下流水路改修事業でございます。こちら工事請負費を1,219万円増額し、補償補填及び賠償金を同額減額しております。内容といたしましては、現在実施しております宮城病院地区下流水路改修におきまして当初支障となるマンホールポンプや水道管については上下水道事業所で移設を予定しておりましたが、調整の結果、当該工事の中で移設することになったことから予算の組み替えを行うものでございます。

次に、津波復興拠点整備事業関係工事、具体的に申し上げますと新市街地工事国道6号改良関連工事ということでございます。555万円計上しております。内容といたしましては、新市街地の整備とあわせて現在実施中の役場側道路の施工に伴いまして役場の既存の駐車場が減少し、仮設駐車場の整備をする必要が出ております。その整備に当たりまして仮設駐車場までのアプローチ道の舗装が必要となったことから簡易舗装整備を実施するものでございます。財源といたしましては、震災復興交付金基金繰入金444万円となっております。

次に、附属資料の18ページをお開き願います。

次に、山下新市街地公園遊具整備工事でございます。1, 200万円計上しております。内容といたしましては、アサヒグループホールディングス株式会社様から昨年度に続き復興支援として寄附の申し出がありましたので、この2カ年分の寄附金等を財源として新山下駅周辺地区に整備を予定しております近隣公園、こちらにネット遊具を設置するものでございます。財源といたしましては、寄附金が300万円、震災復興基金繰入金、これが昨年度分の寄附金相当額ということになりますが、こちらが300万円ということになってございます。

最後に、防災集団移転促進事業関係用地購入費でございます。4億6,643万5,000円計上しております。内容といたしましては、被災宅地の買い取りの対象範囲を拡大することにつきまして国と協議を重ね、了承を得ておったところでございます。その後、要綱整備や追加候補地について買い取り対象か否かの選定の完了によりまして買い取り対象筆数が判明したことから、買い取りに必要な経費につきまして増額するものでございます。財源といたしましては、震災復興交付金基金繰入金4億813万円ということになってございます。

それでは議案書にお戻りいただきまして、議案書18ページをお開き願います。

続きまして、第10款教育費第1項教育総務費でございます。第2目事務局費につきまして33万7,000円計上しております。こちらにつきましては、いじめ防止対策推進法の規定に基づきまして今議会において条例案を上程し、設置する予定としております山元町いじめ問題対策連絡協議会等の開催のために必要な委員報酬でございます。

次に、第4項幼稚園費第1目幼稚園費でございます。208万6,000円計上しております。こちらにつきましては、私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担を軽減し、就学機会の確保を図るため所得に応じた支援を行うものでございますが、こちらにつきましても実施の結果、不足が生じたということで補正をするものでございます。財源といたしましては、国庫補助金が42万2,000円、県補助金が98万6,000円となっております。

続きまして、第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費でございます。第1目公共土木施設単独災害復旧費につきまして合わせて511万4,000円計上しております。こちらにつきましては、台風18号により被災した道路・河川など公共土木施設の災害復旧に要する経費でございます。財源といたしましては、町債300万円を充当しております。

次に、第3目公共土木施設補助災害復旧費につきまして合わせて2,420万円計上しております。こちらにつきましても先ほどと同様に台風18号により被災した道路・河川などの公共施設の災害復旧に要する経費でございます。こちらは国の災害復旧の対象となるものを計上しているものでございます。財源といたしましては、国庫負担金1,614万1,000円、町債800万円となっております。

以上が、歳出予算の主な内容でございます。

次に、歳入予算につきまして主なものをご説明いたします。議案書9ページをお開き願います。

まず、第10款地方交付税でございます。こちらにつきましては震災復興交付金事業、それから新庁舎の実施設なんかもございますが、そういったものに充てるため震災復興特別交付税を約3億8,400万円計上しております。

次に、第14款国庫支出金及び第15款県支出金でございますが、こちらにつきましては先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容でございますので、省略をさせていただきます。

議案書の10ページのほうをお開きいただきまして、次に第17款寄附金でございます。こちらにつきましては、先ほど歳出でも申し上げましたが、アサヒグループホールディングス株式会社からの寄附金300万円について計上してございます。

次に、第18款繰入金でございます。第2項基金繰入金につきまして、まず財政調整基金でございますが、こちらにつきましては今回の予算編成に当たりましての財源調整の結果、約2,900万円追加で取り崩すこととしております。その下の震災復興交付金基金につきましては、先ほどご説明いたしました被災宅地の追加買い取り等に充当することから約5億1,000万円取り崩しているものでございます。さらに、その下の震災復興基金につきましては、これも先ほどご説明いたしました町内の農業法人に貸与するための農業機械等の購入に充当することから約8億5,600万円取り崩しているものでございます。

最後に、第21款町債でございますが、こちらにつきましては後ほどご説明させていただきますというふうに思います。

以上が、今回の歳入予算の主な内容でございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。議案書4ページをお開き願います。

今回債務負担行為の追加といたしまして、こちらに掲載しております10事業計上しておりますが、そのほとんどが継続事業でございます。来年度当初から事業を行うに当たり、契約行為等を行うため債務負担行為を追加するものでございます。

なお、今回債務負担行為と長期継続契約につきまして、改めて整理を行いました。山元町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例において長期継続契約を締結できる契約とされております車両等のリース、庁舎施設等の保守管理につきましては、同条例により対応することといたしました。その詳細につきましては、補正予算附属資料説明書21ページ以降に掲載をさせていただきましたので、後でご確認をいただければというふうに考えております。

それ以外のものについて、主なもののみご説明をいたしたいというふうに思います。

債務負担行為の表の中で上から2行目、役場本庁舎の建設工事实施設業務委託、こちらにつきましては今回補正のほうでも減予算を計上しておりますが、期間が来年度までかかることから債務負担行為をあらかじめ設定させていただくものでございます。

その下の山元町営住宅等の管理代行に伴う業務委託に要する経費につきましては、今年度新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区における災害公営住宅の整備の完成に伴いまして管理する住宅戸数が増加することから、公営住宅法の規定に基づきまして来年4月から管理代行制度へ移行するため債務負担行為を設定してございます。

最後に、地方債の補正でございます。議案書の5ページをお開き願います。

まず、公共土木施設の補助及び単独災害の財源としまして、ご覧のとおり地方債の追加補正を行っております。

議案書6ページをお開き願います。地方債の変更も行っております。

1つ目は災害公営住宅建設事業でございます。限度額を5億7,560万円から1,300万円増の5億8,860万円に補正しております。こちらにつきましては、先ほ

ど歳出予算でご説明したとおりの内容でございますので省略をさせていただきます。

2つ目は臨時財政対策債でございます。限度額を1億8,410万円から7,006万1,000円増の2億5,416万1,000円に補正しております。こちらは地方交付税の算定が終了し、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことに伴う補正でございます。

3つ目は消防施設整備事業債でございます。限度額を1,010万円から250万円増の1,260万円に補正しております。こちらにつきましては消防ポンプ積載車の整備のため借り入れるものでございますが、県との協議の結果、より有利な起債を借り入れることが可能となったことに伴う補正でございます。

いずれも利率や償還方法について変更はございません。

以上が、今回の4号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長(阿部 均君)産業振興課長より14ページの13節の委託料について補足説明を行います。産業振興課長(寺島一夫君)それでは、財政課長のほうであらましをご説明申し上げましたけれども、若干補足を加えさせていただきたいと思えます。

お手元の議案書の14ページの6款1項9目13節の委託料の中に道の駅事業の基本構想策定業務委託料680万が計上されております。この中身については、附属説明書の5ページに記載しておりますけれども、大きく内容としましては、基本コンセプト、それから施設の機能・規模の検討、そして事業計画スケジュールの策定という3つでございますが、道の駅を、この交流拠点が一体化で整備するに当たりましては、国土交通省の道の駅に認定されていくという前提で必要な項目を満たしていかなければなりません。そうしますとですね、この3つだけでは実は足らなくて、あと整備箇所の選定、1点目ですね、それから具体的にこの施設をどう配置するかっていう2点目、それから3番目に概算事業費どれだけかかるのかという3つも検討する必要があります。これを実際につくった上で道路管理者のほうと協議をして、道路管理者の国交省がこの内容を吟味しながら、自分が整備する分、市町村が整備する分を機能分担を分けて予算要求していくというスケジュールになります。

そういった中で、この基本コンセプトを策定するに当たってはですね、今申し上げました後から申し上げ3つの位置の決定、それから配置の決定、それから事業費の計画の内容の決定というようなことに当たりまして、今回のこの680万で計上している基本コンセプトを策定していく中で、幾つかの関係機関、まあ国交省以外でも町の町民だとか、あるいは町の中の各種団体等も入った検討委員会というのを設けることを予定しております。

そういった中で、この別に後から申し上げた内容3つについてはですね、別途の予算区分になっておりますけれども、復興総合マネジメント業務という復興全体の事業調整を行う業務委託がありますが、そちらのほうで同時並行で検討いたします。そういった中で今回委員会を立ち上げて、今回のこの基本コンセプトを提案をさせていただいて検討いただくという流れになっておりまして、今交流拠点のみ整備するという前提では一般質問でもございましたが、9カ所の中から役場周辺ということで絞り込んでおりますが、この道の駅と一体型ということになりますと、まあゼロベースではございませんが、今までの検討候補地をベースにしながらも、その後復興事業でいろいろと状況が変

化しております。そういった部分も含めて複数箇所を抽出しながら法規制に係るクリアすべき要件だとか、一団の土地を求めるに当たってのまとまった面積だとか集客力とか、あるいは各観光拠点との連携だとか、あるいは道の駅としてふさわしいかといった部分につきまして条件を設定しながら、この検討委員会でもんでいきたいというような経費も含んでおりますので、補足説明というふうにさせていただきますので、よろしくご理解のほど、お願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は1時20分といたします。

午後0時07分 休憩

---

午後1時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第87号について質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

（発言者あり）はい、議長、3番なり何番なりをきちっと申告願います。（「はい、議長、3番」の声あり）

3番竹内和彦君の質疑を許します。

3番（竹内和彦君）はい。それではですね、2款1項5目、12ページですか、これのですね、山元町の庁舎の今回実施設計というようなことで2,360万計上してありますが、これ全体の総予算で59億6,000万と非常に膨らんできておりますが、この内訳を教えてください。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。ええとですね、今回この庁舎に関しましては現年予算分で2,360万円、それから債務負担行為ということで4ページになろうかと思いますが、こちらのほうで3,540万円、合わせて5,900万円ということでお出しさせていただいております。それではですね、こちらにつきまして、まず分割の考え方でございますが、現年分……（「全体の予算ですよ」の声あり）あつ済みません。はい。59億というのは、この計の欄の59億を指してるということよろしいのでしょうか。（「違うと思うんですが……」の声あり）

3番（竹内和彦君）それではですね、補足資料の1ページのほうがわかりやすいと思います。補足資料の、附属資料ですね、これの1ページの下のほうに今回補正額で2,360万とありますが、その下の段ですね、2つ下の段に総予算で59億6,000万、かなり膨らんでますが、この内訳をお願いします。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。こちら財産管理費につきましては、基金関係の積立金がですね、相当量入ってございますので、庁舎関係でいいますと先ほどちょっと説明しかけた部分でございますが、5,900万という額になってますが、この財産管理費総額でいいますと各種基金への積み立てが大きく影響しておりまして、この59億という数字になってるということをご理解をいただければと思うんですが、以上でございます。

3番（竹内和彦君）概略、この59億6,000万となっておりますが、その例えば建物代金幾らと、そういう内訳です。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。先ほども申し上げましたとおり、この財産管理費には庁舎のお金だけが入ってるわけではないんですよ。それで実は大っきいのが先ほどの繰り返しになりますが、各種基金への積立金ということになってございますので、庁舎関係

ということで申し上げますと当初予算で基本設計が2,300万円、あとそれから今回実施設計にステージを移すという形で5,900万円の合わせて8,200万円というのが庁舎関係の予算ということになりますので、ここはあくまで予算総額はその基金の関係とかそういったものを含めての額になりますので、そこ、庁舎が59億なってるという意味では決してございませんので、ご理解いただければと思うんですが……。

3番（竹内和彦君）この59億6,000万というの、わかるように説明してもらいたいんですけど、どういう……。

議長（阿部 均君）59億の、その中身についてお尋ねでございますので。課長。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。大変申しわけないんですが、これですね、当初で約10億ぐらい、その基金積み立てとかもろもろの財産管理ということで管財関係の部分、さまざまな経費を算出、予算措置しておるところなんですが、その後ですね、各補正の段階において復興交付金の交付決定がなされたというようなタイミングで、かなり多くの額が積立金という形で計上されてるという中身になります。申しわけないんですが、当初から6月、まあ8月も今回補正しました。9月、12月ということで財産管理費の詳細な節別の合計を、ちょっと手元に持ち合わせがないもんですから、おおむねの傾向だけ申し上げますと、先ほど来申し上げてるように、この25節の積立金というところが、やはりこの59億の大宗を占めてるということでご理解をいただければというふうに思うんですが、以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

3番（竹内和彦君）よく理解できませんけど、いいです。

次に、もう一点、次に進みます。14ページの6款1項9目、委託料ですね、ご覧の680万、交流拠点道の駅の整備事業でございますか。いいですか。13の委託料、13節の委託料、この中に交流拠点道の駅の整備事業として680万ありますが、こちらは先ほど説明ありましたけれども、この場所というものはどこを想定しての予算なのかお尋ねします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。場所についてはですね、先ほど補足説明なり過日の一般質問でもございましたけれども、複数箇所を想定してます。具体的な場所については、ちょっと用地取得の関係とかございますので申し上げられませんが、今までの検討結果に今般のいろいろな社会情勢の変化を踏まえてですね、複数箇所を今後検討していきたいというようなことで考えております。具体の場所、どこだっというのはこれからというようなことでございます。以上です。（「はい、議長」の声あり）

3番（竹内和彦君）大分これまでね、時間かけてきてるわけですけど、まだこれから検討委員会で検討するということではありますが、早くですね、これは場所を決めて一歩前に進めるというふうにしたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）はい。おっしゃるとおりでございます。そういうふうな意味でですね、ぜひ今回の業務委託調査によりましてですね、早く必要な資料を整理をし、それをお示しをしてですね、最終的な適地を決めていきたいと、こういうふうな基本的な考えでおります。（「はい、議長、3番」の声あり）

3番（竹内和彦君）そうしますと場所については、まだこれからという解釈でよろしいのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）改めてですね、その辺の関係を今議会での議論も踏まえてですね、ちょっと整

理をさせていただきながらご説明を申し上げたいなというふうに思います。これまでご説明してきた内容、先ほど担当課長からも今回の業務委託の関係、補足させていただきましたけども、これまで事務的に内部検討進めてきた中で適地候補としていた役場周辺地区に、これに固執するわけでない、限定した形での調査するものではないというようなことを、まずご理解いただきたいし、ご案内のとおり道の駅とですね、一体型で整備方針とご説明させていただきましたし、その候補地についてはこの前の一般質問でもご質問いただきましたようにこれまでの検討結果、これをベースにしつつもですね、現状の変化も踏まえて絞り込んでいくというようなこともお話をさせていただきましたし、竹内議員からご提案のあった新坂元地区というふうなことについては、傾聴に値するというようなこともお話を申し上げました。

そんなことですね、今議会における議論で提案のあった新坂元駅周辺地区というふうなことも十分踏まえ、建設候補地につきましては、やはり町内での国道6号沿線での駅なりインターチェンジなりといった交通の結節点としての優位性を考慮しながらですね、やっぱり新坂元駅地区を含む複数の地区を候補に挙げましてですね、道の駅としての立地条件、これについてやはり専門的・客観的な立場から必要な各種比較検討の整理業務を行わせていただきたいというふうなことをございます。そういうことで、その調査によってですね、得られた客観的なデータについては、改めて議会にもお示しをし、最終的な建設候補地を決定した上で国交省のほうの概算要求にですね、必要な書類として提出していく必要があるというふうなことをございます。

これについても、これまで流れをご説明させていただきましたし、この業務委託調査自体はですね、先ほどと重複いたしますけども、道の駅として一体型の交流拠点を整備するというふうなことであれば必要不可欠なものでございますので、提出時期を考えると、この業務委託調査を急ぐ必要があるだろうというふうに思っております。

そして、基本的にはですね、皆さんご承知のように、この道の駅の整備事業に限らずですね、各種の施設整備に当たりましては、適地としての選定に当たりましては、やはり約数の適地候補地の中からデメリットをですね、比較考慮し、ベストな選択をする必要があるだろうというふうに思います。これまで議会のほうにおきましても産直施設としての運営方法なり、あるいは経営の計画ですね、これについては業務委託によって得られた資料に基づいてですね、説明はしてきているわけですが、適地の選定なり施設の整備費用については、ついても、今後この業務委託に基づく中で客観的な比較検討資料を議会にお示しをしてですね、道の駅としての適地について改めて議会の最終意向を確認させていただければというふうに思います。

るる述べましたけども、結論として、ご懸念の建設候補地に関しましては、もとより議会のご理解を得られるというふうなことが大前提でございます。要するに議会の意向を十分斟酌したものにするべきと考えているところでございます。ですから、今後、業務委託調査の結果を踏まえてですね、ご説明する中で適地としての、もとい。議会としての候補地の適地が仮に新坂元駅周辺地区であるという、そういう総意であれば、私としてはそれに沿って整備を進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。（「はい、議長、3番」の声あり）

3番（竹内和彦君）はい。今町長のほうから、この坂元地区もですね、適地として十分に検討するに値すると、傾聴に値するという答弁いただきましたけど、この場所選定については、

時期的にはいつごろになるのかお尋ねします。いつごろまでに適地として選ばれるのかお尋ねします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。全体の国交省と結論を協議していくのは来年度の、29年度にですね、国交省のほうで予算要求するためには来年の4月、5月までには結論を得なければなりませんので、その前ということですので、今回提案させていただいておりますけども、27年度末、来年の3月までには結論を出さなければならないというスケジュール感を持っております。（「はい、議長、3番」の声あり）

3番（竹内和彦君）それでは、来年の3月までに場所選定については結論を出すということ、了解しました。

次に進みます。次に、6款3項4目、ページ数でいきますと15ページですか、磯浜漁港の静穏度対策ということで予算計上してありますが、この静穏度調査というものは具体的にどういう調査なのかお尋ねします。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。この静穏度というものはですね、磯浜漁港の港内が現在波浪等により波が立ってですね、船の係留等に支障があるということからですね、震災後の磯浜漁港の近辺の地形等を調査して、その波の頻度、出る頻度等を調査するものでございます。以上でございます。（「はい、議長、3番」の声あり）

3番（竹内和彦君）湾内の波の調査ということですか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい。湾内というか港内、要は磯浜漁港の今船をとめる中ですね、防波堤に囲まれた中が、今風浪等によってですね、波が出てて、出る頻度が高いということで、この防波堤等の中の波の高さというものはですね、磯浜漁港全体の地形とかによって沖から来る波が港内に入ってくることもございますので、磯浜漁港全体の地形等を測量等をして船をとめるところあたりに、その波の高さというか荒れぐあいを調査するものでございます。以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

3番（竹内和彦君）はい、了解しました。以上です。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（岩佐哲也君）はい。私は、3点ほど質問いたしますが、今ただいま竹内議員が質問されました件も質問しようと思ってましたので、その質問から入りたいと思います。

附属資料、附属でなくて、失礼しました。補正予算資料の14ページの6款1項9目13節の、この委託料の中の交流拠点施設道の駅の680万ということですが、これは来年の3月までに場所を決定するということですが、私はもうここに来て来年の3月たったってあんまり時間もない。また、逆に今まで1年半も遅れておるという観点からすると、この680万の委託料、調査は坂元地区なら坂元地区に絞って、それでその配置をどうするか概算要求を、どれぐらいかかんののかという検討に入るべきだと。で、3カ所ぐらいに場所を検討するというお話でしたが、きのうまでは、今現在までは坂元、役場周辺に絞るということ、そして役場敷地内は除くと、おのずと役場の東側、それに加えて4、5日前の一般質問でも坂元地区はどうかということで3人から私も含めて3人からそういう意見があった。ということになると、複数といっても役場東か坂元かという、まずこの2つに絞られるべきだと思うんですが、その点の確認をちょっといたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいまのご質問の点につきましてはですね、先ほど竹内議員のほうからもお尋ねがあった際に触れさせていただきましたけども、これまでの調査でですね、やられた外部委託による客観的なデータですね、経営計画なり運営方法については、資

料でもってご説明をし、計画もさせてきていただいているというような部分がございます。適地の選定なり、あるいは整備の経費なり等については、これは外部での調査にまだ委ねていないという部分がございますので、若干の候補地を比較検討させてもらった中でですね、それぞれのメリット・デメリットというふうなものを勘案していただきながら最終的な整理をさせていただければというふうな、そういうふうな趣旨でございますので、どうぞご理解をいただければなというふうにご考えてございます。（「はい、1番、議長」の声あり）

1番（岩佐哲也君）複数の候補地でのメリット・デメリットということで、我々はもう複数という役場の東側か坂元駅周辺地区かという、複数といえばこの2つと考えておりますが、そこで2つ理由を再度申し上げてきますが、役場の東側、道路挟んだ前ではいろいろ問題がありすぎでないかと、この前も一般質問でもいたしました。いろんな時間がかかりすぎる、コストが、費用かかる、あるいは文化財の問題もあって時間ももっとかかんではないかと、あるいは崖地といいますか従来ある商店街への影響を重ねると非常に、あそこに石垣を積むかなんかコンクリートやるっていうのは非常に費用もかかるだろうし、とにかく費用、時間と費用と、あるいは出入り口の問題で非常に問題だということで坂元地区にやる。坂元地区提案のもう一つの大きな理由は坂元地区の地域振興経済活性化、若者定着も含めた、そしてまた今度開通するJR坂元駅の利用度を上げるという意味も含めて、あそこで検討すべきということで議員、私も個人的にいろいろ情報交換すると今現在の13名の議員全員があそこにすべきという方向性の意見がまとまっているんですが、それをどうお考えなのかお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい。議会の皆様のですね、考え、意向というものを私もある程度は理解はしてるつもりでございます。ただ、先ほども申しましたように、この手の一連の業務対応につきましては、やはりすべからく外部による客観的なですね、検討を経て、その中で皆様方がこういうところがベストじゃないのというようなことであれば、それに絞り込むというのは、これはやぶさかでないというようなことを申し上げさせていただきました。今後どういような、例えば施設整備等が出てくる場合におきましても、そういうことをやはり基本的な流れとしてですね、やっぱり踏襲せざるを得ない部分もございまして、ご指摘のとおり、この産直施設道の駅につきましては、大分時間的な遅れというふうなものも承知しておりますけども、一つの症例的な外部の調査というものを経させていただいて最終的な適地を選考、選定をしてまいりたいと、そうすべきじゃないのかなというふうなことで考えているところでございます。ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）この問題は私が議員になる前からいろいろ検討してまして、いろんな資料集めあるいは調査も行ってまいりました。今現在900ぐらいありますけど、そのうち142のチェック、まあピックアップしてやりました。平均売り上げ2億3,000万、142カ所全部黒字、300、平均黒字303万8,000円という非常にそれなりの、もちろん努力があつてのことなんですけど、やってる。今、道の駅が地方を救うと。イオンでもセブンでもない、第三の流通、それが道の駅であるということ、そういう観点からしても坂元地区の振興、経済振興発展あるいは町全体の発展を考えた場合に、議員総意でもある坂元地区、特にあの周辺、駅周辺地区につくるということをお大前提といひますか、それを前提としてやるのが一番スピードアップになるし、町の発展にも活性化に

もつながると思うんですが、再度坂元駅周辺を中心に考えるというお考えがないかどうか確認させていただきます。

町長（齋藤俊夫君）竹内議員にも先ほどお答えしま、岩佐哲也議員の前段のお尋ねにもお尋ねしたつもりでございますけども、議会としての最終的なですね、総意がそういうことであればそういうことにすることはやぶさかでございますので、ただやはり事務的に一定のですね、整理というものをさせていただいて、その中でしっかりとした前進をさせていただければなど。坂元地区が少なくとも今の段階では非常に有力な候補地だというふうなことだろうというふうに思いますので、その辺をしっかりと受けとめながら、この問題に決着をさせていただくべく調査を進めさせていただければというふうに考えるところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい。私がですね、例えば国交省の役人あるいは復興庁の役人であれば、山元町からどこにつくるかわからないような案を持ってこられたって窓口ではねつけさせていただきますね。そういう観点からすると、どこにつくるか、ただ中身についてはこれから、今検討中ですよという話を具体的に持っていかないと予算も確保できなければ前に進めるってこともできないんじゃないかと思うんですが、町長はどうお考えですか。

町長（齋藤俊夫君）お言葉でございますけども、我々としても当然この道の駅に限らずですね、必要な予算を獲得するためにはあやふやな態度で県なり国のほうに持って行って果たして地元でどっちなのといわれるご心配は、そのとおりでございます。ですから、短期間ではございますけども、しっかりその調査をし、絞り込んだ上で国交省のほうに必要な資料として提出をさせていただくというふうな段取りで運ばせていただくと改めてご理解を賜ればというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい。いわゆる坂元地区でだめかどうかということの検討をされたのかどうかわかりませんが、いろんな意味で総合的に見て、少なくともこの山元町の役場東よりは、はるかにこちらのほうがスピートアップになるし、コスト面でもそんなかかんないで、しかも先ほど来申し上げてますが、地域活性化の起爆剤になり得るということで、あそこに設置する前提でもって、その中身をどうするか、どうやって交流人口拡大につながるか、町の活性化につながるかという角度からの検討を、重点を置くべきだと思うんですが、例えば今複数の箇所となると、その場所の検討もしなきゃない、こっちも検討しなきゃない、コストはかかる、時間はかかる、職員はそこにかかわらざるを得ないという、非常にこれは結果的にはコスト高くなる、結果的には遅れるということになると思うんで、もし議会の、町長のお言葉をあれすれば議会の総意を尊重するんだというんであれば、今現在坂元地区にやるという方向での検討しますということを明言いただけないものでしょうか。再度、町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）ですから、調査そのものは客観的に進めるにしてもですね、今るるご指摘いただいている面も加味しながら最終的にそういうふうな方向にもっていけるようにですね、執行部としても最大限の対応をするというふうなことでご理解を賜ればというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）どうしても抽象的なんで、再度確認しますけど、坂元地区につくるという方向で検討しますというような発言を、お考えであればそういう発言をしていただければいいんじゃないかと思うんですが、なぜそういう発言ができないのか。もちろん手続上はいろんな手続踏むのは当然だと思うんですよ。ただ、お考えとして、本心として、町長

の考え方としてこうだということ、坂元地区につくるという前提で前向きに検討させるというようなお考えがあるのかなのか、この辺を確認をしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。そういう基本的な考え方はあるっていうふうなことを前提にですね、議会の最終的に総意を踏まえて整備を進めたいというようなことを申し上げてつもりでございます。ぜひその辺の基本的な部分をですね、ご理解の上、前に進めさせていただきたいというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）いろんな今までの経過からしまして、やはり町長から坂元地区に、今の発言だとどうも抽象的な感じでしょうがないんですが、受け取り方になるんですが、ですから坂元地区につくるという前提でいろんな、それでだめだとかいいとかって比較検討する、比較っていうか資料をつくるという、そういう方向で仕事をさせるんだと、坂元地区につくるという町長からの説明をお願いしたいと思うんですが、できないものでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）こういう場でのやりとりでございますので、一定のですね、事務的な対応、整理というのにも必要だというふうなことをおわかりの上ですね、私の、皆さん方の思いを私もしっかり受けとめて対応するんだというようなことを、ぜひご理解を賜ればというふうに思います。陰のほうでお話してるわけございませんので、議場という中でですね、私もそれなりの思いの中でお話をさせていただいてるというようなことを、ぜひ岩佐議員にはご理解を賜ればというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）そういうことになってくると、どうも曖昧としか受け取れない、ざるを得ないんですが、逆にじゃこの補正予算の中で680万を執行部としてカットして出すというお考えはないのかどうかお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）先ほど申し上げましたように、これからのスケジュールですね、等考えた場合には国交省のほうに必要な資料、概算要求に間に合うような必要な資料を新年度早々に提出するという、せざるを得ないという、そういう流れをクリアするためにはですね、やはりここで一定の整理を早目にさせていただいて、そういう中で最終的に議会の皆さんにもお諮りをして、坂元なら坂元というようなことで前に進めるようにさせていただきたいというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）私も再度申し上げますが、この道の駅交流拠点、大至急やるべきだと、1年半以上遅れてるんだと、そのためにもこの調査費というものは必要だと思います。だけど、今議会で結論っていうか、これをあれするためにも山元町の町長として坂元地区につくるんだということを、今ちらっとそういう方向の話をしました、改めて坂元地区につくることを前提として、この予算・やる事業費を、調査費用を計上してんだということを、再度町長のほうから明確にその辺を説明していただきたいと思うんですが、いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）私も余り地区の云々はあれでございますけども、非常に思い入れのある地区場所でもございますのでですね、ご指摘の多方面からのこの坂元地区の振興発展というふうなことを考えあわせたときにですね、坂元地区にもやはりこういう施設整備があればですね、また違った展開が考えられるだろうと、そういうふうな思いもしっかりと認識しております。ですから、あとは議会の総意を踏まえて前に進むということですね、これは先ほど来からそれを前提にお話をさせていただいておりますので、そういうふうなご理解をしていただきたいと思いますというふうに思うわけでございます。（「はい、1番」

の声あり)

1 番 (岩佐哲也君) どうもいまいちあれしないんですが、私だけがこれをあれしてもだめなもので、一応坂元地区につくるということでのこの予算計上だというふうに理解していいのかどうか、再度確認します。そして次の質問へ入りますけども、そのまず確認をしたいと思います。

町 長 (齋藤俊夫君) るる述べさせていただいてる中でですね、その辺はそういうことだというふうなことでですね、受けとめていただいて、ご理解をいただければありがたいなというふうに思います。(「はい」の声あり)

1 番 (岩佐哲也君) 再度あれですが、坂元地区につくるという前提での予算計上だと、提出だというふうに解釈いたします。

次の質問に入りますが、歳入のほうでちょっと1点お尋ねしたいと思います。9ページ、9ページの14款2項国庫補助金の土木費、4項ですか、の2目震災復興交付金2億5,184万円とありますが、これは2億1,584万の違いではないでしょうか。この中身。

震災復興企画課長 (佐藤和典君) はい、議長。岩佐哲也議員のご質問にお答えします。14款2項4目の2節震災復興交付金の国土交通省関係申請復興交付金の内容ということでご説明を申し上げたいと思います。

国交省さんのほうにはですね、13回の申請の中で上平磯線の分といたしまして2億1,500万円ほど、そのほか新山下、新山下の交差点の改良分といたしまして3,600万ということでトータル2億5,184万円となっております。(「はい」の声あり)

1 番 (岩佐哲也君) これは第13回の交付金の決定に基づく資料だと思うんですが、資料見ますと基幹事業として2億1,584万円とあるんですが、これと合体してるんですかね、別な交付金が、いわゆる効果促進事業とか社総交とかなにか合併してここに、合体してここに入ってるということなんでしょうか。なぜ1本にならないのか。

震災復興企画課長 (佐藤和典君) はい、議長。この歳入の2億5,000万の中で2本の事業が合体してるということで、基幹事業といたしまして上平磯線の分が、何度も繰り返すようになりますが、2億1,500万円余りと、そのほかにですね、新山下駅周辺地区、まあ6号の交差点の部分なんでございますが、そちらの追加分としまして審査の効果促進事業のほうで認められた分が3,600万ほど入ってございます。(「はい」の声あり)

1 番 (岩佐哲也君) 基幹事業の交付金と効果促進と2つ、上平とあれと2つ入ってるということで了解しました。それに関連しますが、歳出のほうでこれは12ページになりますね。12ページの2款1項5節25目ですか、の積立金、財産管理費の積立金ですね、12億248万1,000円、この右側に細目が出ておりますが、9億4,300万と、これは交付金の中身と、中身が違ってんですが、どういう理由でこれ積み立てが違うのか。

企画財政課長 (後藤正樹君) はい、議長。ちょっと9ページと12ページをちょっと見比べながらご説明を申し上げますが、この12ページの歳出、震災復興交付金基金予算積み立て増というのございますが、これが2億5,879万6,000円となっております。これのじゃ歳入は何なんだということだと思うんですが、こちら9ページに戻っていただきまして、先ほど震災復興企画課長のほうから説明がありました国土交通省関係の2億5,184万円、それと一つ飛ばして農林水産省関係震災復興交付金というのがござい

ます。こちらの6956、これを足し算していただくとこの歳出の258796とイコールなるということでご理解いただければと思います。以上でございます。（「はい」の声あり）

1番（岩佐哲也君）これ分けた理由っていうか、どういう基準で分けておられるんでしょうか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。こちらですね、復興交付金という名称にはなってるんですが、所管する省庁が違うということで、上は国土交通省、下は農林水産省ということで歳入自体は土木費国庫補助金と農林水産業費国庫補助金ということで分けて受け入れてるということで、このような分け方にしてるということでございますので、ご理解いただければと思います。（「はい」の声あり）

1番（岩佐哲也君）私は、別にこれ間違いとかなんかじゃなくて、逆に積立金分けたのは、交付金は県から経由で来るやつと町直接来るやつと分けて、それをわかるようにしてんのかなという解釈をしてたんですが、それとは違うんですか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。多分それはですね、歳出の12ページの記載の方法かなというふうに思いますが、確かにご承知のとおりで、この震災復興交付金というのが県経由で来るものもございます。こちらについては、うちの町の受け方としまして震災復興交付金基金ではなくて震災復興基金で受けているという形になってますので、このような分け方になっておりまして、ちなみにこの上の歳出12ページ、上の震災復興基金の予算積み立て増に対応する財源といたしましては歳入の10ページの一番上ということで県支出金のほうにある震災復興交付金ということで同じ数字が載ってるかと思いますが、こちらになってるということでございますので、確かにわかりづらいというところはあるかもしれませんが、こういう決めでうちの町では歳入歳出を考えてるということでご理解をいただければというふうに思います。以上でございます。（「はい、1番」の声あり）

1番（岩佐哲也君）まあやり方ですからどうのこうのないんですが、ただそのために間違うとかやり返すとか、そういう手間暇が大変じゃなかろうかと、ご苦労懸念しての質問なんですけど、そういったことは心配はないのかどうかだけ、最後に確認します。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。確かにご心配の向き、さまざまな復興財源が入ってきているという中で経理の部分については、我々も最新の注意を払いながら取り組んでおりますので、そのようなミスがないように今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

2番（渡邊千恵美君）はい、議長、2番。13ページ、3款民生費5目の児童福祉施設費の13節について教えていただきたいのですが、なぜ、素朴な疑問なんですけど、なぜ当初予算ではなく補正予算で上がっているのか教えてください。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。渡辺議員のご質問にお答えいたします。

ページ13ページの民生費児童福祉費2項の児童福祉費……（「児童福祉施設費のほうです。工事請負費のほうの15節」の声あり）工事請負、15節ですね、はい。こちら50万計上させていただいております。先ほど前ですね、一般質問等で大和議員さんのほうにお答えしてる内容としますと、当初予算を見て、見越して計画的にというお話でございましたが、今回まず急いで危険箇所等の遊具等を撤去する、補正予算で、補正で対応できる分、まずは50万を計上させていただいてるということになります。以上でございます。（「はい、議長、2番」の声あり）

2番（渡邊千恵美君）はい、わかりました。では早期着工していただけるということで、はい了解いたしました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。（「はい」の声あり）

4番（岩佐孝子君）はい、議長。3款民生費の2項児童福祉費の7項の移動式遊具購入費1,799万8,000円、これについては子育て拠点施設のところへの設置なんでしょうか。よろしくをお願いします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまご質問ありました移動式遊具購入費の1,700万の遊具の設置場所についてですが、基本新たな児童館を考えてございます。その他今あります例えば内手館であったりですね、子どもさんが集う場所には置けるように可動式のものを全て用意しておりますので、ニーズに合ったところに設置したいと考えてございます。以上でございます。（「はい、ありがとうございます」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（高橋建夫君）10番、議長。ちょっと先ほどの岩佐議員とかぶさって大変繰り返しとなって一部申しわけないと思うんですが、やはり私もこの補正予算の中で交流拠点施設道の駅、この問題が一番私は大きく捉えました。

それです、きょうになって町長のほうから議会としての総意が得られれば、そのような方向で検討するという回答は確かにいただきました。片や岩佐哲也議員のほうでは、議員13人ほぼ同意だという話もしてるんですよ。ですから、そういう意味からも端的にもっともっとスピードを上げられるっていうことが一つあると思います。それからあえて山下、役場周辺にという形ですと新たな土地の取得・造成、それから崖の問題、北側に池がある、スペースは単純に比較して新山下、坂元駅周辺よりも確保できない。あとはいいことから坂元見ていくと、先ほどからいろいろ出てるメリット・デメリットはあえて外しますけども、海産物をですね、ホッキとかなんかがこれから本格的になってくるということになってくると、そういった海産物とかなんかもPRできると。それから逆にいうと、この山下駅の周辺というのは、恐らく今今回新山下駅のところに通じる道を、道を走らせた場合も昔の薬研堀の跡があって、要するに遺跡がたくさん出てきてるわけですね。ですからその周辺ですから、さらにその遺跡の発掘等になれば時間はいっぱいかかると。そうすると、この3月云々というに対しても非常にスピードがですね、危ぶまれることになるのではないかなと。そういう意味では物すごく町長にはですね、強い判断をやっぱりしていただきたいなというふうに、強く確認をしていきたいなと思うんですけども、もう一度、くどいようですけどもお話しいただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）るる高橋議員からもご指摘、ご意見頂戴したところでございますけども、私としてはそういうお考えあるいは指摘を十分踏まえた中で限られた時間の中でスピーディにですね、問題を整理し、しかるべき対応をしっかりとしていきたいと、そういう中で少しでも挽回できる部分があればですね、挽回する形で新坂元、十分意識した中で対応させていただきたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）12ページの1款総務費、2款だね、1項総務管理費の中の20目定住促進対策費についてお伺いします。この620万の内訳とこれまでの実績についてお伺いいたします。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。それでは遠藤議員のご質問にお答えいたします。

27年度の実績といたしましては、新築住宅で10件、あと中古住宅で9件、合わせて19件の実績がございます。あと、それにリフォーム関係で3件ということで、合わせまして22件の実績で、交付額については2,160万円の実績内容となっております。

あと、今回の補正の額につきましては、新築の子育ての世帯分としまして、まず250万円、あと同じく子育て関係で220万円、あと同じく子育ての関係で150万円と一応予算の見積もりを取りまして3件分で620万円という内容の補正の内容でございます。（「はい、議長、9番」の声あり）

9番（遠藤龍之君）はい、わかりました。

次に、13ページの民生費児童福祉費の保育所費、3目、保育料減免還付金についてお伺いいたします。これ過年度分ということでしたが、どういった経緯でこのような事態が生まれたのかお伺いいたします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問です。保育所費の保育料減免還付金の内訳、内容でございます。こちら震災減免として平成24年度から保育料を、被災を受けた方、減免してございます。24、25、26と3年間減免してございまして、今年度も、27もしている状況でございます。ちょっとですね、申請状況等減免なるべき人を再確認として洗い出す仕事をした中にですね、まだ申請されてなくて減免なる方も中にはおりましたので、その人たちにお返りする保育料を、今回予算計上させていただいております。以上でございます。（「はい、議長、9番」の声あり）

9番（遠藤龍之君）ちょっとこの還付金、まあ今の話だとずっとこういう事業続けていって対応してるというふう聞こえてくるんですが、その辺が過年度分、私は単純に何かどっか間違ってるというのあったのっていう、それとも例年ね、こういうやり方で補正でね、この時期にやってるんだとかね、その辺を確認したかったんです。いや問題がないものであれば、それはそれでいんですけども、その辺ははっきりさせてください。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

例年その年その年で完結してるのが、この保育料の減免の制度でございました。今回ですね、再度ちょっと調査をしまして、いわゆる保育料とか5年たてば時効とか迎える場合もございます。調査をした結果、中にはまだお返し、本来減免なる方が減免になってなかったということが判明しましたので、今回さかのぼって全て計上させていただいて、減免なる方には減免をしていくという方向で現在、今回補正予算ということになってございます。以上でございます。（「はい、議長、9番」の声あり）

9番（遠藤龍之君）何か中途半端なんだげっとも、わかりました。

15ページの土木費、道路橋梁費の1目道路維持費関係ですね、まあいろいろ工事の中で傷んだ道路を直すということなんですが、この辺の財源はどうなってるか確認します。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい。現段階では、この維持費につきましては町の単独費と、今現在土取り場等の業者さんと調整いたしまして費用負担する方向で検討中でございます。以上です。（「はい、議長、9番」の声あり）

9番（遠藤龍之君）多分その辺の費用負担を検討中って、5対5なのか6対4なのか1対9なのか、そういったことを、一応頭にあって質問したんですけども、いかがでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい。現段階では、今その金額について算出中ですが、今通常このダンプが多くないときの舗装の厚さをもとにしておりまして、実際このダンプの量が多いことに伴って舗装が厚くなる分については、土取り業者のほうに費用を負担していただくよう、方向で検討しております。現段階では幾ら、何割というのは、まだお金、割合としては出していません。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）議長、9番。その辺は業者との関係ではですね、このほかにもろもろの関係で地域住民との間でいろいろありますので、その辺十分注意し、そのほかにもね、あわせてですね、業者との関係を良好っていうか、そういう住民に迷惑のかからないようなことで町としては管理していただきたいと。すべきだということを求めて、次に15ページ、17ページの8款土木費4項住宅費の住宅管理費の工事請負費ですね、1億4,000万の内訳については説明あるわけですが、この辺の、この辺の財源の内訳、とりわけ町債はどこの責任での財源となるのかお伺いいたします。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。遠藤議員の質問にお答えいたします。

この、まずですね、全体の財源につきましては、1億4,000万のうち8分の7、これが国の補助金というふうな形になります。残りの8分の1は地方債というふうなことで借金を借り入れるというふうな形になります。借金の償還財源はですね、一般財源を充てるというふうな大きな仕組みになっておりまして、そういうふうな大きなくくりの中でですね、今回擁壁工事を設置するというふうな形になります。以上になります。

（「はい、議長、9番」の声あり）

9番（遠藤龍之君）じゃ、多分わかって、わがってで、私の質問の意図がわがってと思うんですが、これ何でこういった工事しなくちゃいけないの、じゃ。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、お答えいたします。

実際ですね、災害公営住宅を供用開始したのが一番最初は平成25年度でございました。25年度を出発にしてですね、入居される方々に住んでいただいているというふうな時間の流れの中でですね、のり面が、例えば大雨とかそういった関係で崩れてきているというふうな状況がございました。大変恥ずかしい話なんですけど、入居予定者の方からそういった声をいただいたり、あるいは役場側でもですね、定期点検施設全体を見回す中でそういったふぐあいを発見してきているものですから、時期はですね、公営住宅のほぼ完了の時期に迫っておりますが、この交付金を活用できるこのタイミングでですね、ぜひ擁壁工事を設置したいというふうなところが今回の補正のタイミングとして計上させていただきました。

議長（阿部 均君）9番遠藤龍之君。

9番（遠藤龍之君）はい、議長、9番。これは、こういった問題は業者のほうに問題があるのか町のほうに、注文したほうに、発注した側に問題があるのかね。あれ、誰が見てもね、もう最初からおかしいんですよ。こだに前の人とおんなじ宅地面というか、一つの、一角のね、目の前に崖があるようなところもありますよ。そこには、状況知ってっぺがらあれなんだげっとも、これはああいうつくり方、そもそもこういうつくり方をしてくださいと町のほうで発注したのかね、それともそもそも地盤がね、そもそも地盤がおかしくてそのままやれば、やらざるを得なくてやったのかどうかね。あと、その端っこののり面、こっちものり面、業者が固めてる業者もいます。最初っからね。それをそのままにしてる業者もいます。そしてそのままにしてるのが大体崩れていったんのかね。そ

ういふ問題なんだと思うんですけども、その補助だと思ふんですけども、今の話でね、それは今のところ国の金で対応できると。ただ、この借金のほうはどうなんのかね、今いふように8分の1はつていふか、本来ならばそれは出さなくてもいい金だと思ふんですけども、その辺の対応を、対策ね、責任を明確にして今後も対応しないと、今後もどんどんどんどんそれが多分生まれてくる、行つてみだつていふわがつてなつていふことではだめなんですよ。どこもかしこもいふ状況になつてゐるんだから、排水の問題もあるしね、今回の場合は排水、排水のことは出つてねのが。あそこでいふところも、排水もね、やつてやないと本当に洪水になつてしまふよ。あの家の前ね。

いふような状況のところのこの話、話つていふか事業なんでしょう、この取り組み。これはね、やつぱり責任明らかにしてね、業者に問題があるんだつたら業者のほうにこのあれは求めるべきだし、少なくともこの件に関しては8分の1は町の財源が必要だといふことであるならば、その辺責任明確にして対応すべきだと思ふんですが、いかがでしょうか。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、お答えいたします。

のり面施工といふふうなことで、例えば隣の互理町さんとか、あるいはその隣の岩沼市、例えば玉浦地区の災害公営住宅を見るとですね、確かにのり面施工をしている、あるいは追加でしているといふような状況があります。山元町が、そののり面施工したといふふうな当初の考え方につきましては、公共建築工事の積算基準に基づいてですね、のり面工でいだらうといふふうな当時の判断がございました。のり面工をし、かつ安定勾配をとる中で通常の維持管理が図れるだらうと、いふふうな見通しのもとでスタートしてございました。

ただ、実際にのり面が崩れてきてるところが随所にあるといふふうなことで、要はJ Vの責任といふふうな話ではなくて町の当初の見積もり、その関係がですね、今回の補正の要因になつたといふふうなところでご理解をいただきたいと思ひます。以上になります。（「はい、議長、9番」の声あり）

9番（遠藤龍之君）あのじゃどういふ仕様でやらせてたのかね、みんな同じ一つの事業、何のための一括、一括発注方式ね、いふことも含めての一括発注方式だと思ふんですけども。みんなそのためにみんな同じ仕様でね、やつてればいふ問題、問題が起つとこは同じいふ形の問題が起きなくてね。ここには問題ある、こつには問題がない、ここにはこのくらいしかない、こつちはこのくらいある、全くね、考えられないことが今事態起きてんですよ。それはね、しかもそれはやりやすいいふにつて早期実現で一括発注方式。

しかもさらに、さらにこの辺の今いふような管理、どこでやんのがつて、オオバさんでね、オオバさんつて名前出すとあれだけど、CM業者さんがね、多分やるんだなと、いややるいふ仕事なんだなといふのは我々これまでの説明の中で受けてきて、いふいふ認識なんだけども、いふいふ作用が全然發揮されてないことの結果、いふいふことがね、起ぎでんでないのかと。これ全てですか。これで終わりですか。1億400万で。俺もつともつとあるいふ気するんだげども、これはあくまでも指摘された部分、見つかつた部分の内容なのか。その前に、最初からだから固めてる業者もいるいふだし、固めてない業者もいるいふこととね、いや今後いふいふことが、今のところね、何だかんだいふつて、この8分の1の負担だけで済むいふこと、まだ、まだ喜ばしいいふか

ね、まだ今後全く復興事業と離されたときにこういう事態が起きたとき、丸々町の金で対応しなくちゃならないということになるんで、そういう不満懸念もあるんですよ。その辺だからもう全て見つかったごだけということじゃなくてね、やっぱり全体を見回して、そして対応しないと、また同じような状況が生まれるんじゃないかなというようなことのあれわれっていいですかね、だと思っんです。その辺しっかり対応しないと、今後のまたこの17億が18億、この17億なんていうのも全くね、私は虚言っつうかね、正確な数字ではないと思っんですが、そういう心配がまた生まれてくるようなので、この辺の対策対応しっかりとやっていただく、いただくんでねな、やるべきだと思っんですが、その辺の対策対応の内容まで含めて確認します。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

まず、固めているところと固めていないところがあるというふうなご指摘ですが、最初の当初の設計では全て固めないというふうな方向で進めていたというのが事実でございます。一部どうしてものが、のり尻が厳しいところがあったということで、スポット的にそこだけガンコマサというふうな凝固剤をもって固めたというふうな経緯がございます。

ただ、今回災害公営住宅全体を見渡したときに部分的なそういう施工ではどうなんだというふうな考えも当然ありましたので、今回は崩れたところをやるという話ではなくて町として一つの基準を設けて施工する予定でございます。

その基準につきましては、予算の配布させていただいております附属説明書、これの16ページをご覧くださいと思います。中段、補正内訳というふうなことで山下地区・坂元地区それぞれ高低差が20センチ以上あるところにはですね、今現在風雨に耐えて崩れていないところも含めて20センチ以上あるところはしっかりと整備をしていきたいという考え方です。

なお、山下地区については1,260メートルというふうに総延長ありますが、山下地区全体外構足し合わせるとですね、3,434メートルございます。また、坂元地区につきましては、342メートル施工しようという考えがありますが、全体の外構で約707メートルでございます。そうしますと、全体のボリュームに対する今回の施工の割合ですが、山下地区につきましては約40パーセント弱、そして坂元につきましては全体の50パーセント弱、そういった割合の中で施工したいというふうに考えてございます。以上になります。（「はい、議長、9番」の声あり）

9番（遠藤龍之君）擁壁っていうか、目の前がこのくらいの崖になっているところの対策っていうか、あの辺の排水対策については考えられているのかどうかお伺いします。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。排水対策の考え方と家の前にのり面があるというふうなところ、多分ご指摘されている場所は多分同じところを考えてると思いますが、そこにつきましては今回予算の説明の中でのり面の保護とあと景観の保全というふうな大きな目的を2つ出させていただいておりますが、あわせてですね、そのところを垂直に擁壁を建てることによって平場を確保できるというふうなところ、それもあわせて目的にしているというふうな状況でございます。ですので、そういったところも含めてやります。

あと、水の処理につきましては、基本的には水勾配というふうなところを基本に考えてますので、その基本的な考え方の中で処理あるいは管理をしていくというふうな考え方でございます。（「はい、議長、9番」の声あり）

9番（遠藤龍之君）水、自然の水勾配っていうんだから普通庭を流れていくというような、今までこういうふうになっていたところを擁壁、こっちを整備して雨降って、今までの心配をこっちから下りてくる、それは一応防御っていうか防止できる、あとは自然の流れでということになると、それで、これもこの、そもそもの計画がどうであったかということにも引っかかってくるんだけど、今のようなゲリラ豪雨とかね、一気に下りてくったときの対応がそれでできんのかどうかという心配がね、伝わってきてるんだけど、その辺もこういう対策とるんだらば一気にやっぱりその辺もね、問題提起されてるやつについてはちゃんと受け取って、そして住んでる人がね、心配しないようなことの対応を今うんと必要だと思うよ。せっかくこれから新しい人生、新しい生活をしていく人たちなんだから、せっかく新コンパクトシティってね、希望持ってきてっごにね、何だやっていうふうななったら、本当にまたせっかくそこ固まったの、また逃げていく、逃げていくっていうか、出ていく、こいなどごさ住んでられないと、ここは真剣に受けとめて金、今のところ金、結局我々の金なんだけど、だげっと少なくともそういう対応ができるうちにね、これはきちっと受けとめて対応すべきと思うんですが、非常に大きな課題になっかと思うんだけど、俺もここでこうやんねどね、成功につながらないと、せっかくでき上がってと思うんですが、いかがでしょう。こいづ、町長だな。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘の件、ごもっともでございましてですね、町として初めての大规模な面整備というふうな中で、先ほど担当室長からもお答えしましたとおり、一定の造成基準等に基づいてですね、確認しながら一生懸命やってもらってるわけでございますけども、基準に合致してるというふうな部分なり、あるいは一部ののり面の関係につきましてはですね、宅地の分譲ですと入居された方々の宅地の使い方、いわゆる出入りの方向とかですね、いろんなそれぞれのお考えもあるというふうなことなども勘案しながら進めてもらってるというふうな中で、残念ながら結果として今回一定の工事を追加で対応せざるを得ないという状況があるわけでございますけども、今回の件も含めましてですね、過般の連絡調整会議だったでしょうか、中でもですね、事業計画調整室のほうでいろいろ備忘録的なチェックをしなくちゃいけない事項について、リストをつくりましてね、復興交付金が使え間に忘れることのないような対応をしっかりとしていけるようにですね、取り組みをしてるところでございまして。

いずれにしても、隅々まで目を行き届かせる中でですね、皆様に快適に喜んで住んでいただけるような、そういう住環境の整備を引き続き進めていかなくちゃいなというふうな考えてるところでございまして。

もとい。先ほどの場面はですね、11月16日の本部会議の中でですね、事業計画室長のほうからそういう一覧表をつくってですね、これを忘れてませんか、こういうものもやんなくちゃいなすよねというようなことをですね、細々としたものをリストアップして、それをチェックリストにしながら取り組んでいるというようなことを、ご理解いただければというふうに思います。

議長（阿部 均君）終わりね。はい。

ほかに質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）12ページの2款の総務費の5目の庁舎の実施の件なんですけども、これ11月30日に説明を聞きました。その中でいろいろ意見が提出されたと思うんですけども、その中身、要するにどのように少しずつ意見を取り入れたのか、そこの辺をちよっ

とお伺いします。30日のときには、財政課長のほうで意見を取り入れると、そして実施設計につなげると、そういう話がありましたんでお伺いします。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。11月30日、基本設計、まず絵としてはでき上がったということでご説明を申し上げたというところではございます。

しかしながらですね、過日の一般質問等々でもいろいろお話しさせていただきましたとおり、まだ例えば庁舎の形状であるとか吹き抜けのありやなしやとか、あとは議場の配置の問題とか、あとはそれ以外にも、これはもともと実施設計で検討することにはしておいたんですが、各課室の配置の部分とかですね、そういった部分がまだまだ検討が足りないというようなご指摘をいただいております。そういったことも受けまして今回の予算計上に当たりましては、そういった例えば職員、それから住民、それから議会、そういった関係者の皆様方といろいろ説明会だったり打ち合わせをするというような経費、本来実施設計、そこまで盛り込まなくてもいいんじゃないかというところもあったんですが、その部分についても、まあ今の段階でご指摘されたことに答えを持ち合わせてるかといわれれば、まだ持ち合わせていない、これからの部分にはなりますが、そういった答えを出すために、そういった経費を盛り込まさせていただいております。

そういった部分で今後実施設計と名前はステージを移しますが、その中で今まで出てくる意見については、再度、時間も長くはかけてはられないのは正直なところではあるんですが、再度検討して、三者三様、100パーセントこれだっていうことにはならないかもしれませんが、いろいろ議論を重ねていく中で、よりよい方向にもっていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

12番（青田和夫君）そうすると、実施設計にも移ってもいろいろな形のことではできると、そう解釈しますけども、よろしいんですね、それで。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。今おっしゃられたとおりでございますので、そういったところに意をもちながら実施設計も進めてまいりたいと考えております。（「わかりました。はい、議長」の声あり）

12番（青田和夫君）次にですね、13ページの5目、7目をちょっとお伺いします。先ほど同僚議員から質問がありましたけれども、工事費請け負いの児童遊具の分、15節50万円、これは課長の説明の中で劣化が原因で50万という数字が出てきたと思うんですよ。この劣化してる部分の調査を、何か所やったのかお伺いします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。保健福祉課で管理をしております児童遊園を、全てにある遊具、ベンチ等を調査してございます。町内に8児童公園は9カ所ございまして、遊具等設置してる公園が8カ所ございます。8公園、それについての遊具全て調査してございまして、個数が――済みません。ちょっとお待ちください。約30弱の遊具の調査をしてございます。以上でございます。（「はい、議長、12番」の声あり）

12番（青田和夫君）8カ所で遊具30の調査ということは、これの結果がもう出てるっていうふうに解釈していいんですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。済みません。今月だったでしょうか、全て完了、遊具点検は実施して完了してございます。以上でございます。今月だったか先月だったか、ちょっと今手元に資料ございませんが、終わってございます。

議長（阿部均君）調査は完了してると。（「はい、議長」の声あり）

12番（青田和夫君）全ての遊具をきちんと調査したっていうことでの理解でいいんですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。児童遊園の分の遊具については調査終わってございます。

以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

12番（青田和夫君）そうすると、早急にまたいろんな形で撤去した後に新しい遊具が入ると、そのような理解でよろしいわけですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今回補正で計上させていただいた額は50万程度ございますが、実際かなり全て撤去して入れかえとなりますと高額な費用もかかりますので、年次計画をつくって、来年度以降当初予算から数字は出てくると思うんですが、来年度以降計画的に進めてまいりたいと思っております。（「はい、議長」の声あり）

12番（青田和夫君）そうすると当初予算で年次計画を立てて、その中で例えば9カ所の中の8カ所の遊具に対して3年かかるとか5年かかると、そのような理解ですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。実際今ですね、8カ所調査をした中で、もう使用禁止の措置をとらせていただいている遊具も現状でございます。それで早急に全て取りかえればいいんですが、やはりその辺の財源も、確保もございますので、あらゆる財源等も調べながら、補助事業等見ながらですね、まずは有利な形で、できれば全て一緒にやりたいんですが、計画的には、まずは財源面も含め検討してまいりたいと思っております。以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

12番（青田和夫君）そうすると、全部のやつで生きてる遊具もあるというような形でいいんですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。全てが全て使用禁止にしてるわけではなくてですね、約、今回調査したうち3分の1程度は使用禁止としてございます。（「はい、議長」の声あり）

12番（青田和夫君）わかりました。それでは早急にやっただけければと思います。

次ですね、備品購入費の移動式遊具の購入費なんですけども、これの内訳を教えてくださいいただけますか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。（「ゆっくり言ってね」の声あり）それでは、今回予算計上しております移動式遊具の内訳をご説明いたします。

まずですね、低年齢児用遊具と高学年児用遊具と2種類に、まずは2つに分けて考えてございます。まず、ゼロ歳から6歳まで低年齢児用遊具としまして、それでもさらに2つに分けてございまして、屋内用遊具と屋外用遊具と低年齢児においても2つの種類の遊具を考えてございます。まず、ゼロ歳から6歳までの低年齢児用遊具の中の屋内用につきまして約319万2,480円で屋外用、低年齢児の屋外用の遊具として345万2,544円、あと高学年児用遊具です。7歳以上というふうな児童が使う遊具としまして、こちらも屋内用・屋外用と分けてございまして、屋内用遊具が504万8,892円、屋外用遊具が467万2,944円、あと設置運搬等ございますので、運搬搬入費等を163万800円と見ておりまして、合わせて1,799万7,660円計上させていただいてございます。以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

12番（青田和夫君）そうすると、今の数字はわかりましたけども、これは移動式つつうことなんで、何カ所ぐらいの想定でいるのかお伺いします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。基本、先ほど岩佐議員さんのほうからもご質問あったと思うんですが、まずは今回駅前、新山下駅周辺市街地にできます子育て支援拠点施設の児童館等を考えて、まずはあります。そのほか移動式でございまして、まずは今あるとこですと浅生原の内手館でしょうか、子育てサークルとかで使用してる場所、あと、

あとは後々になるんですが、何か施設ができて子どもたちが集まる場所があれば、そこには移動式ですので持って行って置けるのかなというふうに考えてございます。以上で  
ございます。（「はい、議長」の声あり）

12番（青田和夫君）そうすると一体、要するに一式じゃなくて何式か持ってるということの、  
ことでいいんですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。済みません。そうですね、おのおのですね、先ほど屋内・  
屋外用というふうにもいろいろ申し上げましたが、おのおの約3種類ぐらいつ抽出して  
現在見積もってございます。以上でございます。（「はい、わかりました。はい、議長」  
の声あり）

12番（青田和夫君）では、わかりました。

次にですね、14ページの農林水産業費、6款のですね、道の駅の件なんですけども、  
先ほどいろいろ質疑がありました。そこで再度確認します、町長に。先ほどの話では、  
坂元を前提としたというふうな言葉尻を私は捉えたんですけど、その理解でいいのかど  
うか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。これまでのやりとりの中でですね、そういうふうな趣旨でお答えをさ  
せていただいたというようなことをご理解をいただきたいと思います。（「わかりました。  
以上です」の声あり）

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。（「休憩」「賛成」の声あり）

この際、暫時休憩といたします。再開は3時といたします。

午後2時15分 休憩

---

午後3時00分 再開

議長（阿部均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

この際暫時休憩といたします。

午後3時01分 休憩

---

午後3時20分 再開

議長（阿部均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

準備の都合により、また暫時休憩をいたします。再開は3時30分といたします。

午後3時21分 休憩

---

午後3時30分 再開

議長（阿部均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部均君）質問を再開いたします。質疑を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部均君）ただいま休憩中に4番岩佐孝子君ほか2名から修正の動議が提出され、これ  
を受理したので、その写しを配布しております。

これから修正案について提出者から説明を求めます。

4 番岩佐孝子君、登壇願います。

4 番（岩佐孝子君）はい、議長。私は、平成 27 年第 4 回定例会においてただいま議案になっております議案第 87 号平成 27 年度山元町一般会計補正予算（第 4 号）に対する修正動議をいたします。

それでは、修正案を提案するに当たり趣旨説明を行います。

私は、平成 27 年度一般会計補正予算について、原案には幾つかの疑問があります。中でも交流拠点施設道の駅整備事業について問題があると考えております。

まず、1 つ目、執行部の説明の中で役場敷地内から役場周辺へ場所を移動するとはいっても建設予定候補地や敷地面積について明確な説明がないままで予算を計上することはできません。ましてや議会に対し、何の説明資料も提出されておられません。このような予算は認めることができません。

第 2 点目、我が町が復興するには均衡あるまちづくり、バランスのある、バランスのとれたまちづくりをしていかねばなりません。山下新市街地の一極集中への建設だけでよろしいのでしょうか。坂元はサブ、サブはサブなりのまちづくりが必要ではないのでしょうか。

山元町には山下駅、坂元駅両 2 カ所に駅が設置されます。今度は明るいニュースとして坂元にもスマートインターチェンジができます。このことから坂元駅周辺、スマートインター、国道 6 号線を活用することによる相乗効果を掲げ、東北の南の玄関口、宮城県との玄関口となる坂元地区に建設することが交流人口の増加、地域活性化につながるものだと思っております。

第 3 点目、財源の確保が明確にされておられません。今後予想されるであろう用地取得、用地整備に要する費用、期間、財源は示されておられません。また、山元町中間財政見通しで示された財政数値において、平成 29 年度末には町予算が 17 億 3,400 万円、枯渇するということが説明ありました。これ以上町民に不安と負の財産を残すことはできません。

このことから、私は修正動議を提案させていただきました。議案第 87 号平成 27 年度山元町一般会計補正予算（第 4 号）に対する修正案です。

第 1 条中、31 億 5,322 万 5,000 円を 31 億 4,640 万 2,000 円に、そして 41 億 6,368 万 8,000 円を 41 億……（発言者あり）済みません。41 億 6 万 3,000、違う違う、御免なさい。41 億 3,680 万 8,000 円を 41 億 2,998 万 5,000 円に改めます。

詳細については別表 1、第 1 表をご覧くださいと思います。添付書類をご覧くださいと思います。よろしく願います。

---

議長（阿部 均君）これから修正案に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。

討論は山元町議会先例 88 番(1)②によって、原案賛成者、原案反対者、修正案賛成者の順に行います。

---

議長（阿部 均君）まず、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

議長（阿部 均君）次に原案に反対者の発言を許します。

1 2 番青田和夫君、登壇願います。

1 2 番（青田和夫君）それでは反対討論をいたします。

1 点目、平成 27 年 1 月 30 日開催の議会全員協議会において交流拠点施設を道の駅として整備することの説明を受けた際、同僚議員から役場、建設場所は決定なのかとの問いに対し、町長は場所は白紙であるとの回答がありました。しかしながら、本定例会において岩佐哲也議員、竹内和彦議員、遠藤龍之議員の 3 名が交流拠点施設建設に関連する一般質問を行ったが、その建設場所について候補地は 9 カ所と回答しながらも、結果 1 カ所に特定しているかの回答があり、執行部と議会が議論を尽くしたとは認めがたいと考えます。

2 点目、建設場所は役場周辺 2 カ所を候補としながらも役場敷地内には建設しないとの回答があり、もう一方の土地の候補地とするならば、当然土地の購入や造成等にかかる費用を示すべきであるが、それらが一切示されておりません。また、その財源も示されず、これらに関する費用が町の持ち出しとなった場合、後世に借金を負わせることとなるため、かかる費用を詳細に示した上で議論をすべきであります。

3 点目、これまで坂元地区における新市街化整備や保育所再建問題など地域の方々の暮らしに密着する議案について賛成多数で可決されたもののいまだにその方針すら示されず、その採択に誤りはなかったかと反省させられます。これらの議案に賛成した大多数の議員は今回の選挙に立候補せず、全くもって無責任としか言いようがありません。我々に与えられた議決権は、その場、その時だけを考えるだけでなく、議員を退いた後にも責任を持たなければならず、南保育所再建の問題のような無責任を対応をするわけにはいかないと考えます。

以上のことから、原案に対しての反対討論といたします。

---

議長（阿部 均君）次に、修正案に賛成者の発言を許します。

9 番遠藤龍之君、登壇願います。

9 番（遠藤龍之君）平成 27 年度山元町一般会計補正予算（第 4 号）に対する修正案に賛成の立場から討論を行います。

理由については、原案には幾つか問題が挙げられますが、中でも交流拠点施設整備事業の関係経費が計上されていることでもあります。交流拠点施設整備事業については、これまでも多くの問題が指摘されております。いまだに場所の選定が不明であること、場所の選定があるにもかかわらず造成費用も想定している事業費の不思議さ、財源の確保が審議を通じても今なお明確に示されていないこと、この間の説明の中で仙台方面からのアクセス性や所要面積の確保など、役場敷地内に整備しないとした理由に根拠が見えない。納得できる説明が示されていない。さらには町の重要事案の最終意思決定・政策決定の経緯が不明であること、この間の議論の中では町長を中心とした数人による打ち合わせで重要事案を決定し、町の最高決定機関である震災復興本部会議では協議の場を

設けず、報告のみで済ませているということが、この間明らかにされました。

今回の役場敷地内に整備しないことを決めたことについても、これまで長い時間多くの経費をかけ実施直前まで整備された計画が、短期間の中で突然町長の独断に近い方法で計画が変更されたこと、きょうの話の中でも2カ所というのがいつのまにか3カ所になってる、この2、3日の間に簡単にそうした計画が変えられる、方針が変えられる、それがどの場面で決められたのかというのは、今お話しした中で十分想像できるのではないかというふうに考えております。

以上のことが、原案の審議の中で交流拠点施設事業の関係経費をめぐって挙げられている問題であります。原案の中には農業復興推進費など町民にとって欠かすことのできない予算も含まれております。したがって、問題として挙げられている交流拠点施設整備事業の関係経費を原案から削除するとした修正案に賛成をするものであります。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしのようでございますので、これで討論を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから議案第87号平成27年度山元町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

まず、修正案について起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数です。

よって、修正案は可決されました。

---

議長（阿部 均君）次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第13．議案第88号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第88号平成27年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ34万1,000円を追加いたしまして、総額を13億263万5,000円とするものでございます。

それでは、当介護保険事業特別会計補正予算につきましては歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。お手元の議案書6ページをお開きください。こちらは歳出予算の補正予算事項別明細書でございます。

第1款総務費第3項介護認定費第1目介護認定調査費についてですが、こちらにつき

ましては、新行政区追加に伴う介護システムの改修経費でございまして、新山下駅周辺地区市街地に新年度より新たな行政区・つばめの柱を設置するに当たり、関係するシステムの改修経費を追加措置するものであります。

次に、5ページにお戻りいただければと思います。こちらは歳入予算、補正予算事項別明細書でございまして。

第7款繰入金第1項繰入金第2目一般会計繰入金についてですが、こちらはただいまご説明申し上げました介護システムの改修経費の同額を一般会計からの繰入金として34万1,000円を計上するものであります。

以上が、今回の補正予算（第3号）案の内容でございまして。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

7番菊地康彦君の質疑を許します。

7番（菊地康彦君）今ご説明あった、この行政区の追加ということなんですが、これは行政が変わるたび費用が発生するということによろしいんでしょう。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今回の場合ですね、既存の名称とかでなくて新しい、新設・増設なる分についての改修費用ということで、ご質問のとおりということで、以上でございまして。（「議長」の声あり）

7番（菊地康彦君）仮定でございまして、今後また行政が変わればまた発生するということと解釈してよろしいんでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。そのとおりでございまして。

7番（菊地康彦君）了解しました。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第88号平成27年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第14. 議案第89号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第89号行政不服審査会の事務の委託についてご説明を申し上げます。お手元に配布資料No.12の議案の概要書をご準備いただければ

ばというふうに残ります。

まず、提案理由に相当する部分でございますけれども、行政不服審査法の改正によりまして行政処分に係る不服申立制度が全面的に見直しされ、平成28年4月1日から第三者機関への諮問手続が新たに導入されることに伴いまして、第三者機関としての行政不服審査会の事務を宮城県に委託することについて宮城県と協議するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ここで若干の補足を加えさせていただきますが、ただいま提案理由の中で「行政処分」というふうなことの表現をさせていただいておりますが、この「行政処分とは」について補足をさせていただきます。

法律等に基づきまして行政機関の単独の意思により権利を設定し、義務を命じ、その他法律的行为・効果を生じさせる行為のこと、わかりやすく言いますと各種の許可や租税等の賦課など、これらを総称しまして行政処分というふうにいわれておるものでございます。

これに係る不服申し立ての新たな第三者機関への諮問手続が導入されたということでございますが、これは法手続の中です、行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服申し立てをする手続の関係でございます。これが従来は不服のある方から処分庁に対して不服申し立てをして、処分庁がその判断をするというふうなことでございましたけれども、これに新たに第三者機関の諮問手続ということが加えられたというふうなことでございます。

このことよって、この事務を宮城県のほうに委託をしたいというふうなことでの議決を求めるものでございますけれども、次に1番の事務委託に関する規約の内容についてご説明させていただきたいと存じます。

協議書につきましては、議案第89号に記載のとおりでございますが、この中に盛り込んでいる内容、要約で説明させていただきます。

第1条関係につきましては、第三者機関の事務の委託ということで不服審査会に関する事務を宮城県に委託をするというふうなことです。

2点目、第2条関係でございますけれども、この不服審査会、第三者機関でございますけれども、この事務の管理及び執行方法について宮城県の条例・規則に基づいた管理運営をお願いするというふうなことです。

そして、3点目でございます。これ第3条関係でございますけれども、かかる第三者機関の事務処理に要する経費については、山元町が負担をするというふうなことです。そして、現在想定される事務負担に係る経費の部分でございますけれども、委員報酬、第三者機関の委員報酬、そして委員の方々の費用弁償として支出される旅費、さらに事務経費としまして審査会に用いる資料の紙代、コピー代、こういったものが町の負担になってくるというふうなことです。

この負担の発生する時期でございますけれども、この事務、具体の事務経費の負担については、審査案件が発生した場合に生ずるというふうなことでの考え方になってございます。

今後の事務委託までのスケジュールの関係でございますけれども、この2番に記載しておりますが、27年12月、本議会でもって議案の議決をいただきまして、その後年明け1月に宮城県のほうに協議書を提出をするというふうな協議の流れになってまいり

ます。その後、県議会におきまして事務委託の受託に関する議案の議決、この手続を経て県のほうで告示をし、総務大臣のほうに届け出をするというふうな手続のもと、来年4月からこの第三者機関に関する事務を宮城県のほうに委託をするという当面のスケジュール、考え方でございます。

さらに、この第三者機関の設置につきましては、法改正によって新たに求められたというふうなことから、しからば近隣自治体の動向はどうかというふうな視点で3番に、その関係につきまして要約をした形でお示しをさせていただいております。

ここで取り上げて自治体につきましては、仙南亘理地方町議会構成の9町の関係についてでございます。27年9月段階でございますけれども、宮城県に委託をするというふうな考え方の自治体数が7、そして現在検討中というふうなことで2でございますが、検討中の検討については宮城県の委託も含めて検討ということでございます。状況的には近隣自治体の動向としてはこのようになっているというふうなことをご紹介させていただければというふうに存じます。

最後に、皆様のお手元にはないでございますけれども、この委託によって町のメリットとしてどういうものが想定されるかという部分について、簡単にお話しさせていただきますが、この第三者機関としての独立性・客観性が、まあ外部機関といいますか、県のほうに委託をするということで、こういったものが担保されるだろうというふうに考えます。

次に、町自体で単独した場合どうかというふうになったときに、これまでもこういった案件がないというふうな状況を鑑みますと、第三者機関を設置しても、その件数というふうなものはほとんど希少な状況が想定されると。よって、町独自で第三者機関を設置するよりも県のほうに委託をしたほうが、町におきましては金銭的・事務的コストの軽減が期待できるというふうに考えております。

そして、第3点目でございますけれども、県におきましてはこういった事務の蓄積等がございますので、専門性の発揮が期待できるというふうなことで、町におきましては県に委託することによって大きくたぐいま申し上げたような3点のメリットが期待できるものというふうに捉えておるところでございます。

こういうふうな中で今般議決をお願いする次第でございますので、どうぞご理解の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第89号行政不服審査会の事務の委託について採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第15．諮問第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）それでは、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明をいたします。裏面をお開きいただきます。

前委員からの辞任届に伴う欠員の補充について、仙台法務局長から推薦依頼がありましたので、新たに山下区在住の森滋則氏を推薦するに当たり、議会の同意を求めるものであります。次ページに略歴書をおつけしておりますけれども、経歴・人格からして適任と考えますので、ご理解の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

---

議長（阿部 均君）お諮りします。

これから諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決します。お諮りします。

本件は適任と答申したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第16．諮問第2号を議題とします。

本案について説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）それでは、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明をいたします。裏面をお開きいただきます。

前委員からの辞任届に伴う欠員の補充について、仙台法務局長から推薦依頼がありましたので、新たに町区在住の鈴木美智子氏を推薦するに当たり、議会の同意を求めるものであります。次ページに略歴書をおつけしておりますけれども、経歴・人格からして適任と考えますので、ご理解の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので、山元町議会先例 9 1 番により討論を省略します。

---

議長（阿部 均君）これから、諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件は適任と答申したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、諮問第 2 号は適任と答申することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第 1 7. 閉会中の継続調査申し出について議題とします。

各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第 7 4 条の規定によってお手元に配布のとおり、継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第 1 8. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は決定しました。

この際、お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定しました。

---

議長（阿部 均君）日程第 1 9. 総務民生常任委員会に付託中の議案第 7 6 号について審査期限の延期の件を議題とします。

総務民生常任委員会に付託中の議案第 7 6 号については、会期中までに審査を終了す

るよう期限を付けましたが、同委員会委員長から山元町議会会議規則第45条第2項の規定によって平成28年第1回山元町議会定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りします。

委員長の要求のとおり期限を延期することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第76号の審査期限を委員長の要求のとおり平成28年第1回山元町議会定例会まで延期することに決定しました。

---

議長（阿部 均君）これで、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第4回山元町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時07分 閉会

---